

自作農創設特別措置法案外一件委員會會議錄(速記)第一回

付託議案 自作農創設特別措置法案(政府提出) 農地調整法の一部を改正する法律案(政府提出)

磯崎 貞序君 上林山榮吉君 古賀 太郎君 田邊 讓君 中野 武雄君 葉梨新五郎君 森田 豐壽君 八重樫利康君 山口 好一君 飯島 祐之君 齋藤 岩太郎君 吉木 清左門君 江川 爲信君 小笹 耕作君 太田秋之助君 保利 茂君 山口光一郎君 吉澤仁太郎君 大澤喜代一君 棚橋 小虎君 玉井 潤次君 中原 健次君 麻生 正藏君 藤本 二郎君 藤本 六太郎君 鈴木 憲一君 豐澤 豐雄君 北 政清君 布 利秋君

出席政府委員 農林事務官 山添 利作君 農林事務官 笹山茂太郎君 農林大臣 和田 博雄君 出府政府委員 平野市太郎君 松澤 一君 麻生 正藏君 橋本 二郎君 松本六太郎君 鈴木 憲一君 豐澤 豐雄君 北 政清君 出府國務大臣 農林大臣 和田 博雄君

本日ノ會議ニ付シテ議案 自作農創設特別措置法案(政府提出) 農地調整法の一部を改正する法律案(政府提出) 出府政府委員 農林事務官 山添 利作君 農林事務官 笹山茂太郎君 農林大臣 和田 博雄君

皆サンノ御指示ニ依リマシテドウカ無事ニ聯實ヲ果シタイト思ヒマス、就任ニ當リマシテ皆様ニ此ノ台トヲ御願ヒ申上ゲル次第デアリマス、ソレデハ引續キ理事ノ互選ヲ行ヒマス

本委員ハ昭和二十一年九月十日(火曜)日議長ノ指名ヲ次ノ通り選定セラレタ 磯崎 貞序君 小川原政信君 上林山榮吉君 木島 義夫君 北 吟吉君 古賀 太郎君 田邊 讓君 中野 武雄君 葉梨新五郎君 森 幸太郎君 森田 豐壽君 八重樫利康君 齋藤 岩太郎君 吉木 清左門君 江川 爲信君 小笹 耕作君 太田秋之助君 保利 茂君 山口光一郎君 吉澤仁太郎君 大澤喜代一君 棚橋 小虎君 玉井 潤次君 中原 健次君 麻生 正藏君 藤本 二郎君 藤本 六太郎君 鈴木 憲一君 豐澤 豐雄君 北 政清君 布 利秋君

昭和三十二年九月十一日(火曜日)午前 十時二十一分開議 出席委員 委員長 葉梨新五郎君 理事 上林山榮吉君 理事 飯島 祐之君 理事 山口光一郎君 理事 藤本 六太郎君 理事 布 利秋君 出府委員 委員 齋藤 岩太郎君 委員 吉木 清左門君 委員 森田 豐壽君 委員 山口 好一君 委員 飯島 祐之君 委員 江川 爲信君 委員 小笹 耕作君 委員 保利 茂君 委員 大澤喜代一君 委員 棚橋 小虎君 委員 玉井 潤次君 委員 中原 健次君 委員 麻生 正藏君 委員 藤本 二郎君 委員 藤本 六太郎君 委員 鈴木 憲一君 委員 豐澤 豐雄君 委員 北 政清君 委員 布 利秋君

○太田投票管理 先例ニ依リマシテ、私ガ年長ノ故ヲ以テ投票管理者トナリ、是ヨリ委員長ノ互選ヲ行ヒマス ○青木投票管理 投票ヲ用ヒズ葉梨新五郎君ヲ委員長ニ推薦シタイト思ヒマス ○太田投票管理 御諮リ致シマス、只今ノ青木君ノ意見ニ御異議アリマセヌカ

○葉梨委員長 御異議ナシト認メマス、ソレデハ御指名申上ゲマス ○小川原政信君 上林山榮吉君 森 幸太郎君 飯島 祐之君 山口光一郎君 網野三千雄君 富吉 榮二君 藤本 虎喜君 井出一太郎君 布 利秋君

ノデアリマスルガ、今回ハ地主、小作人間ノ相對買入認メナイコトニ致シマシテ、其ノ間ニ國ガ入リマシテ、自作農創設ニ必要ナ農地ハ、國家ニ於キマシテ、直接土地ノ所有者カラ強制ノ買収致シマシテ、之ヲ小作人ニ賣渡スト云フコトニ致シタノデアリマス、而シテ此ノ改革ガ完了致シマスレバ、全國ノ小作地二百六十萬町歩ノ中約二百萬町歩、即チ凡ソ八割ガ自作地トナルコトニ相成ツテ居リマス

九月十一日(水曜日)午前十時十七分委員長理事互選ノ爲メノ委員ガ參集シタ 選定シタ 九月十一日(水曜日)午前十時十七分委員長理事互選ノ爲メノ委員ガ參集シタ

九月十一日(水曜日)午前十時十七分委員長理事互選ノ爲メノ委員ガ參集シタ 選定シタ 九月十一日(水曜日)午前十時十七分委員長理事互選ノ爲メノ委員ガ參集シタ

○葉梨委員長 御推挙ニ依リマシテ委員長ノ職務ニ就カント戴キマス、本案ハ御承知ノ通り憲法ニ次ギマスル大法案デアリマシテ、私ノ如キ行届カヌ者ガ此ノ席ヲ汚ジテ、果シテ皆サンノ御付託ニ副ヒ得ルカ否カハ分リマセヌダ、併シ御推挙ヲ蒙リマシタ以上ハ、

○葉梨委員長 御推挙ニ依リマシテ委員長ノ職務ニ就カント戴キマス、本案ハ御承知ノ通り憲法ニ次ギマスル大法案デアリマシテ、私ノ如キ行届カヌ者ガ此ノ席ヲ汚ジテ、果シテ皆サンノ御付託ニ副ヒ得ルカ否カハ分リマセヌダ、併シ御推挙ヲ蒙リマシタ以上ハ、

ノデアリマスルガ、今回ハ地主、小作人間ノ相對買入認メナイコトニ致シマシテ、其ノ間ニ國ガ入リマシテ、自作農創設ニ必要ナ農地ハ、國家ニ於キマシテ、直接土地ノ所有者カラ強制ノ買収致シマシテ、之ヲ小作人ニ賣渡スト云フコトニ致シタノデアリマス、而シテ此ノ改革ガ完了致シマスレバ、全國ノ小作地二百六十萬町歩ノ中約二百萬町歩、即チ凡ソ八割ガ自作地トナルコトニ相成ツテ居リマス

九月十一日(水曜日)午前十時十七分委員長理事互選ノ爲メノ委員ガ參集シタ 選定シタ 九月十一日(水曜日)午前十時十七分委員長理事互選ノ爲メノ委員ガ參集シタ

九月十一日(水曜日)午前十時十七分委員長理事互選ノ爲メノ委員ガ參集シタ 選定シタ 九月十一日(水曜日)午前十時十七分委員長理事互選ノ爲メノ委員ガ參集シタ

○葉梨委員長 御推挙ニ依リマシテ委員長ノ職務ニ就カント戴キマス、本案ハ御承知ノ通り憲法ニ次ギマスル大法案デアリマシテ、私ノ如キ行届カヌ者ガ此ノ席ヲ汚ジテ、果シテ皆サンノ御付託ニ副ヒ得ルカ否カハ分リマセヌダ、併シ御推挙ヲ蒙リマシタ以上ハ、

○葉梨委員長 御推挙ニ依リマシテ委員長ノ職務ニ就カント戴キマス、本案ハ御承知ノ通り憲法ニ次ギマスル大法案デアリマシテ、私ノ如キ行届カヌ者ガ此ノ席ヲ汚ジテ、果シテ皆サンノ御付託ニ副ヒ得ルカ否カハ分リマセヌダ、併シ御推挙ヲ蒙リマシタ以上ハ、

ノデアリマスルガ、今回ハ地主、小作人間ノ相對買入認メナイコトニ致シマシテ、其ノ間ニ國ガ入リマシテ、自作農創設ニ必要ナ農地ハ、國家ニ於キマシテ、直接土地ノ所有者カラ強制ノ買収致シマシテ、之ヲ小作人ニ賣渡スト云フコトニ致シタノデアリマス、而シテ此ノ改革ガ完了致シマスレバ、全國ノ小作地二百六十萬町歩ノ中約二百萬町歩、即チ凡ソ八割ガ自作地トナルコトニ相成ツテ居リマス

九月十一日(水曜日)午前十時十七分委員長理事互選ノ爲メノ委員ガ參集シタ 選定シタ 九月十一日(水曜日)午前十時十七分委員長理事互選ノ爲メノ委員ガ參集シタ

九月十一日(水曜日)午前十時十七分委員長理事互選ノ爲メノ委員ガ參集シタ 選定シタ 九月十一日(水曜日)午前十時十七分委員長理事互選ノ爲メノ委員ガ參集シタ

○葉梨委員長 御推挙ニ依リマシテ委員長ノ職務ニ就カント戴キマス、本案ハ御承知ノ通り憲法ニ次ギマスル大法案デアリマシテ、私ノ如キ行届カヌ者ガ此ノ席ヲ汚ジテ、果シテ皆サンノ御付託ニ副ヒ得ルカ否カハ分リマセヌダ、併シ御推挙ヲ蒙リマシタ以上ハ、

○葉梨委員長 御推挙ニ依リマシテ委員長ノ職務ニ就カント戴キマス、本案ハ御承知ノ通り憲法ニ次ギマスル大法案デアリマシテ、私ノ如キ行届カヌ者ガ此ノ席ヲ汚ジテ、果シテ皆サンノ御付託ニ副ヒ得ルカ否カハ分リマセヌダ、併シ御推挙ヲ蒙リマシタ以上ハ、

ノデアリマスルガ、今回ハ地主、小作人間ノ相對買入認メナイコトニ致シマシテ、其ノ間ニ國ガ入リマシテ、自作農創設ニ必要ナ農地ハ、國家ニ於キマシテ、直接土地ノ所有者カラ強制ノ買収致シマシテ、之ヲ小作人ニ賣渡スト云フコトニ致シタノデアリマス、而シテ此ノ改革ガ完了致シマスレバ、全國ノ小作地二百六十萬町歩ノ中約二百萬町歩、即チ凡ソ八割ガ自作地トナルコトニ相成ツテ居リマス

九月十一日(水曜日)午前十時十七分委員長理事互選ノ爲メノ委員ガ參集シタ 選定シタ 九月十一日(水曜日)午前十時十七分委員長理事互選ノ爲メノ委員ガ參集シタ

九月十一日(水曜日)午前十時十七分委員長理事互選ノ爲メノ委員ガ參集シタ 選定シタ 九月十一日(水曜日)午前十時十七分委員長理事互選ノ爲メノ委員ガ參集シタ

○葉梨委員長 御推挙ニ依リマシテ委員長ノ職務ニ就カント戴キマス、本案ハ御承知ノ通り憲法ニ次ギマスル大法案デアリマシテ、私ノ如キ行届カヌ者ガ此ノ席ヲ汚ジテ、果シテ皆サンノ御付託ニ副ヒ得ルカ否カハ分リマセヌダ、併シ御推挙ヲ蒙リマシタ以上ハ、

○葉梨委員長 御推挙ニ依リマシテ委員長ノ職務ニ就カント戴キマス、本案ハ御承知ノ通り憲法ニ次ギマスル大法案デアリマシテ、私ノ如キ行届カヌ者ガ此ノ席ヲ汚ジテ、果シテ皆サンノ御付託ニ副ヒ得ルカ否カハ分リマセヌダ、併シ御推挙ヲ蒙リマシタ以上ハ、

ノデアリマスルガ、今回ハ地主、小作人間ノ相對買入認メナイコトニ致シマシテ、其ノ間ニ國ガ入リマシテ、自作農創設ニ必要ナ農地ハ、國家ニ於キマシテ、直接土地ノ所有者カラ強制ノ買収致シマシテ、之ヲ小作人ニ賣渡スト云フコトニ致シタノデアリマス、而シテ此ノ改革ガ完了致シマスレバ、全國ノ小作地二百六十萬町歩ノ中約二百萬町歩、即チ凡ソ八割ガ自作地トナルコトニ相成ツテ居リマス

シテ、小作人ト呼ビテ土地所有者トシテ、
數ト致シマシテ、之ヲ組織スルコトニ
致シタノデゴザイマス

次ニ將來ニ互リマシテ農地ノ兼併ヲ
防止致シマシテ、何處マデモ自作農ノ
形態ヲ維持致シマシテト共ニ、農地利
用ノ適正ヲ圖リマシメ、農地ノ移
動デアリマスルコトカ、又潰廢ニ關シマ
スル統制、其ノ他小作地取上ノ制限ヲ
一層強化スルコトト致シマシタガ、又
當面ノ自作農創設事業ノ圓滑ヲ實施ス
期シマスル必要上、是等ノ制限ハ當分
ノ間ハ原則トシテ地方長官ノ許可ヲ受
ケルコトヲ要スルコトニ致シタ次第デ
ゴザイマス

次ニ今マデ申上ゲマシタ自作農創設
ノ措置ト相俟チマシテ、今回ノ改正ニ
依リマシテハ、マダアトニ小作地ガ約
六十萬町歩位殘リ譯テゴザイマス、隨
ヒマシテ殘存シマスル小作關係ト云フ
モノノ適正ニ致シマシテ、耕作者ノ權
利ヲ保護致シ、之ヲ鞏固ナルモノニ致
シマスルコトガ必要デアリ、小作關係
全般ニ互ツテ之ヲ適切公正ナラシメル
必要ガゴザイマスノデ、是等ノ點ニ付
キマシテモ、又小作料ノ點ニ付キ、或
ハ小作契約ヲ文書ヲ以テ締結スルヤウ
ニセシメル等適當ナ措置ヲ講ジテ居ル
ノデアリマス、小作料ニ付キマシテハ
既ニ先般ノ農地調整法ノ改正ニ依リマ
シテ金納制トナツタノデゴザイマスル
ガ、將來何等カノ事情デ經濟事情ガ激
變ラシマシマシヤウナ場合ニ、若シ此ノ
小作料ガ年々收獲物ノ價額ノ一定割合
ヲ超エルヤウナコトガアリマスレバ、
小作料引下ノ請求權ヲ認メルコトト致
スト云ツタヤウナ各種ノ措置ヲ講ジマ
シテ、片方デハ自作農ト云フモノヲ農
地制度ノ本流トシテ突キ進メテ行キマ

シテハ、之ヲ最も近代のニ合理化
シ、兩々相俟チマシテ日本ノ農地制度
ノ基礎ヲ固メルコトニ致シタ次第デゴ
ザイマス

以上ガ大體二ツノ法案ノ主要ナル所
ノ内容デゴザイマス、何卒慎重ニ御審
議ノ上ニ速カニ御可決アラシテ御
願ヒ致シマス

○葉梨委員長 次ニ政府委員ヨリ兩案
ノ各條ニ付テノ説明ヲ便宜上聽取シタ
イト思ヒマスガ、御異議ゴザイマセヌ
カ

第六類第二十五號 自作農創設特別措置法案外一件委員會議錄 第一回 昭和二十一年九月十一日

○葉梨委員長 ソレデハサウ云フコト
ニ致シマス——山添政府委員

○山添政府委員 ソレデハ自作農創設
特別措置法案ノ方カラ極ク簡單ニ御説
明ヲ致シマス、只今大臣カラ説明ガゴ
ザイマシタ提案理由ノ内容ニゴザイマ
シタ事柄ヲ唯法文ニシタダケデアリマ
シテ、別ニ込込入ツタコトハゴザイマセ
ヌノデアリマスルガ、條文ノ順序ニ從
ヒマシテ極ク簡單ニ御説明ヲ致シタイ
ト思ヒマス

第一條ハ目的ヲ書イタノデゴザイマ
シテ、別ニ御説明スルコトモゴザイマ
セヌ

第二條ハ定義デアリマス、「この法
律において農地とは、耕作の目的に供
される土地をいふ。農地ノ定義ヲ揭ゲ
テ居リマスルガ、是ハ農地調整法ニ於
ケル定義ト同様デアリマス、現ニ耕作
サレテ居ル、若シタハ耕作サレテ居
ナクテモ、直チニ耕作サレ得ル狀態ニ
アルト云フノデアリマス、客觀的ニ申
シテ、アルモノヲ言フノデアリマス、
隨テハ土地臺帳等ノ上ニ於ケル地
種、地目ト云フヤウナモノトハ關係ゴ

アリマス

ソレカラ第二項ニ書イテ居リマスノ
ハ、自作地及ビ小作地ノ定義デゴザイ
マスガ、自作地ノ定義トハ、普通我
々ガ考ヘテ居リマスコトト何等懸ツ
タコトハゴザイマセヌ、小作地ノ定義
ハ、結局所有權以外ノ權原ニ基イテ耕
作ノ業務ニ供シテ居ル農地ト云フノデ
アリマシテ、小作料ハ別ニ拂ツテ居
アイ、謂ハバ只デアリマシテモ是ハ小作
地、即チ此處ニ書イテアリマス「使用
貸借による權利」ト云フモノニ基イテ
耕作ヲシテ居ル、即チ小作地ニ入ルノ
デアリマス

ソレカラ此ノ自作地ト小作地トカ
言ヒマスノニ、一體元ノ土地ニ關スル
權原ヲ誰ガ持ツテ居ルカ、是等ノコト
ノ定義ハ總テ世帯ノ單位トシテ決メル
ト云フノデアリマス、是ガ、難カシク
書イテハゴザイマスガ、第三項ニ書イ
テアル事柄デアリマシテ、戸主デア
ルオ父サンガ土地ノ所有者デア
ル、併シ
息子ガ專ラ耕作ニ從事シテ居ル、是ハ
普通ニ考ヘマシテモ自作地デゴザイマ
スルガ、此ノ法律ノ第三項ノ規定ニ依
リマシテ、サウ云フモノガ自作地デア
ルト云フコトヲハツキリセシメタノデ
アリマス、是ハ貸借契約ガ親デア
テ、實際耕作ノ業務ニ從事シテ居ル
ハ息子デア
ルト云フ小作地ノ場合モ同
様デア
リマス、即チ世帯ノ種類ニ依ッ
テ自作地トカ、小作地トカ云フコトモ
考ヘテ行クト云フノデゴザイマス

第一項ニ書イテ居リマスノハ、
例外ト云フトカシイデスガ、權利
ニ國ガ買收ヲシテシマフ農地デア
リマス、第一號ハ不在地主、此ノ不在地主
ノ範圍ニ付キマシテハ、只今大臣ノ方
カラ説明ガゴザイマシタヤウニ、前回
ハ在村地主トシテ認メマスモノハ、住
所又ハ居所アリマス市町村、若シタ
ハ其ノ隣接市町村ノ區域内ト云フコト
デゴザイマシタガ、今度ハ、前ノ農地
調整法ノ時カラ見マス、居所ト云フ
字ガ取レ、隣接市町村ガ削ラレマシ
テ、社會的、自然的ニ同一環境ニア
ルト云フ場合ニ、隣村ノ部落程度マデ
其ノ住所ノアル市町村ノ區域ト云フ觀
念ニ含マセテ行カウト云フヤウニ、狹
ク致シタノデアリマス、此ノ居所ト云
フ字ヲ削リマシタノハ、意味ガ非常テ
曖昧デアリマス爲メデゴザイマスル
ガ、同時ニ又サウ云フヤウナ事柄ヲ數
ヒマス爲メニハ、總テテ世帯單位ニ考
ヘルト云フ所ニ於キマシテ、支障ナイ
ヤウニ此ノ法案ニ於テモ取扱ヲ致シ
居リマス、ソレカラ隣接市町村ノ區域
内デ、其ノ當該市町村ノ區域ニ準ズル
モノトシテ指定スルノハ、誰ガ指定ス
ルカト云ヒマス、其ノ所有者ノ住所
ノアル土地ノ農地委員會ガ指定ヲ致
スノデアリマス、サウ云フヤウニ住所
主義ニ依ルト云フコトヲ、農地ノアリ場
所ノ市町村農地委員會ガ指定スル
云フ意味デハゴザイマセヌ

第二番目ハ、北海道ニ於テ四町歩、
ソレカラ都府縣ニ於テハ概ネ一町歩
云フ小作地ノ保有面積ヲ認メテ、ソレ
以外ノ小作地ハ全部國ガ買收スルト云
フコトデゴザイマス、此ノ北海道ニ於
テ四町歩、又ハ都府縣別面積ニ於テ一
町歩ト云ヒマスノハ、平均四町歩、平

第一項ト云フ農地ノ所有者がその住
所のある市町村の區域内において
云々ト云フノデ、是ハ誤解ノ生じ易イ
コトデゴザイマスガ、結局原則的ニ一町
歩マデノ小作地ノ保有ヲ認メル、併シ
ナガラ其ノ人ガ自作地モ持ツテ居リ、
小作地モ持ツテ居ルト云フヤウナ場合
ニ於キマシテハ、保有シ得ル小作地ガ
一町歩以下ニナルコトガアル、斯ウ云
フコトデアリマシテ、例ヘバ二町五段
自作ヲシテ居リ、小作地ヲ一町歩持ツ
テ居ルト云フ場合ニハ、三町歩ト云フ
一ツノ基準ガゴザイマシテ、ソレヲ超
エマス部分ノ小作地、即チ五段歩ト云
フモノガ強制買收ノ對象ニナル、斯ウ
云フ意味ノコトデアリマス、第二項ハ
只今申シマシタ

第三項ハ、北海道ニ於ケル四町歩
デアルトカ、或ハ都府縣ノ一町歩デア
ルトカ、或ハ北海道ニ於ケル十二町
歩、都府縣ニ於ケル三町歩、斯ウ云フ
ヤウナコトガ、地方ノ狀況ニ依ツテ特
別ノ必要ガゴザイマスレバ、都府縣内
デモ區域ヲ分ツテ適宜決メルコトガ出
來ル、斯ウ云フ規定デアリマス、併シ
ナガラ都府縣内ニ於キマシテ、狀況ニ
依ツテ地域毎ニ別ノ面積ヲ定メルト申
シマシテモ、之ヲ細カク決メテ行クト
云フヤウナコトハ、實際ニモ適シマセ
ヌノデ、サウ云フヤウナ方ヲ採リ積リハ
ゴザイマセヌ、大體山嶽地帯ト、サウ

第三條ハ、ドウ云フ土地ヲ政府ガ買
收スルカト云フコトデゴザイマシテ、

第三條ハ、ドウ云フ土地ヲ政府ガ買
收スルカト云フコトデゴザイマシテ、

第一項ト云フ農地ノ所有者がその住
所のある市町村の區域内において
云々ト云フノデ、是ハ誤解ノ生じ易イ
コトデゴザイマスガ、結局原則的ニ一町
歩マデノ小作地ノ保有ヲ認メル、併シ
ナガラ其ノ人ガ自作地モ持ツテ居リ、
小作地モ持ツテ居ルト云フヤウナ場合
ニ於キマシテハ、保有シ得ル小作地ガ
一町歩以下ニナルコトガアル、斯ウ云
フコトデアリマシテ、例ヘバ二町五段
自作ヲシテ居リ、小作地ヲ一町歩持ツ
テ居ルト云フ場合ニハ、三町歩ト云フ
一ツノ基準ガゴザイマシテ、ソレヲ超
エマス部分ノ小作地、即チ五段歩ト云
フモノガ強制買收ノ對象ニナル、斯ウ
云フ意味ノコトデアリマス、第二項ハ
只今申シマシタ

第三項ハ、北海道ニ於ケル四町歩
デアルトカ、或ハ都府縣ノ一町歩デア
ルトカ、或ハ北海道ニ於ケル十二町
歩、都府縣ニ於ケル三町歩、斯ウ云フ
ヤウナコトガ、地方ノ狀況ニ依ツテ特
別ノ必要ガゴザイマスレバ、都府縣内
デモ區域ヲ分ツテ適宜決メルコトガ出
來ル、斯ウ云フ規定デアリマス、併シ
ナガラ都府縣内ニ於キマシテ、狀況ニ
依ツテ地域毎ニ別ノ面積ヲ定メルト申
シマシテモ、之ヲ細カク決メテ行クト
云フヤウナコトハ、實際ニモ適シマセ
ヌノデ、サウ云フヤウナ方ヲ採リ積リハ
ゴザイマセヌ、大體山嶽地帯ト、サウ

第三條ハ、ドウ云フ土地ヲ政府ガ買
收スルカト云フコトデゴザイマシテ、

第三條ハ、ドウ云フ土地ヲ政府ガ買
收スルカト云フコトデゴザイマシテ、

第三條ハ、ドウ云フ土地ヲ政府ガ買
收スルカト云フコトデゴザイマシテ、

第三條ハ、ドウ云フ土地ヲ政府ガ買
收スルカト云フコトデゴザイマシテ、

サナイ所ト、分ケルニ致シマシテモサウ云フヤウナ見當デアラウト思ツテ居リマス

ソレカラ第一項ニゴザイマスノハ、規則的ニ國が買收スル農地デゴザイマスガ、次ニ書イテゴザイマスノハ、判斷ニ依ツテ買收スルト云フ農地、即チ「自作農」でその者の營む耕作の業務が適正でないもの「斯ウ云フ場合ニ買收スル」者アリマス、何ガ「自作農」でその者の營む耕作の業務が適正でない「カト云フコト」ニ付キマシテハ、結局生

産力ガ低イト云フコトデアリ、又其ノ事柄ハ別ニ面カラ見マスルト、日本ノ農地ハ、承知ノヤウニ家族勢力ヲ基トシテ、大キナ面積ヲ經營致シテ居

ル、其ノ業績ガ上ラナイ、斯ウ云フ場合、指スルデオザイマス、ト申

ス、固ヨリ自家勢力一點張リハアリマス、ソコニ統一新シイ技術ヲ持ツタ立派ナ經理

イマスレバ、ソレハ其ノ體認

ガイマスケレドモ、原則論

テ、努力等ノ比例ガ取レテ

自然粗放ニナツテ居ル、隨上ツテ居ナイ、斯ウ云フ

約デアラウト、或ハ共同耕作ト云フヤウナ形ヲ取ツテ居リマセウト、是ハ國ガ全部買收スル、斯ウ云フ規定デゴザイマス

第三番目ハ「法人その他の團體でその營む耕作の業務が適正でないもの所有する自作地」、個人ノ場合デゴザイマスト、平均三町歩マデハ保有ヲ認

メラレタノデゴザイマスガ、法人ノ場合ハ其ノ面積ノ制限ナクシテ、不適正ナルモノハ國ニ依ツテ買收サレル、是

モ結局法人ノ經營ガ能率ガ上ツテ居ナイト云フコトデアリマシテ、其ノ主ナルモノト致シマシテハ、戰爭中農民カ

ラ工場敷地其ノ他ノ理由ニ依リマシテ土地ノ買收ヲシタ、ソレガ現在ハ自給

農園ト云フヤウナ形デ耕作サレテ居ルト云フ場合、勿論之ヲ一律的ニ扱フ譯

デハゴザイマセウケレドモ、原則ト致シマシテ左様ノ自給農園ニ付キマシテ

ハ、之ヲ國が買收シ、サウシテ小作地ニ變ヘテ行クト云フ考ヘ方ヲ致シテ居

リマス、尤モ具體的ノ場合々々ニ付キマシテ判斷ヲ要スルコトハ勿論デゴザイマス

第六番目ハ、地主ノ方カラ政府ニ買ツテ莫レト云フ申込ガレバ、政府ハ買フト云フコトヲ規定致シタノデアリマス

此ノ第一項ト、只今説明申シマシタ事柄トノ間ニ第五條第七號ニ規定する農地で命令で定めるものの面積は、

第一項第二號又は第三號ニ規定する小作地又は自作地の面積にこれを算入しない。ト云フ規定ガ突然入ッテ居ル

デアリマスガ、甚ダシク價値ノナイ土地サウ云フモノハ各町歩トカ、三町歩トカ云フモノハ加算ヲシナイト云フ

意味合デアリマス、燒畑、切替畑ト云フヤウチ、農地ニハ違ヒナイケレド

モ、普通ノ農地並ニ勸定スルコトガ不適當デアルト云フ價値ノナイモノハ別

口デアル、斯ウ云フ意味デアリマス

第四條ハ、此ノ農地ノ關係ガ、一町歩デアリマストカ、三町歩デアリマス

トカ云フヤウナ問題ニ付キマシテハ、世帯單位ニ計算スル、斯ウ云フコトヲ書イタノデアリマス、世帯ト申シマスレバ、結局生計ヲ同ジクスル同居ノ家

ル者ハ、其ノ家ニ同居シテ居ルモノト看做スト云フ取扱ヒヲスル、サウ云フ事柄ヲ含メテノ世帯ト云フガ第四條

第一項ニ書イテアルクザイマス、文句ハ難カシウゴザイマスルガ、サウ云フヤウニ御察解ヲ願ヒマス

第二項ハ、只今例ニ引キマシタ東京ニ出テ居ル學生ト云フヤウナ場合ニ、

其ノ住居ハ世帯ノアル所ニアルモノト看做シマシテ、不在地主ニナルト云フヤウナ不合理性ヲ排除スルト云フコトデアリマス

ソレカラ第五條ハ、政府ガ買收ヲシナイ土地ガ觸テゴザイマス、第一ハ試驗場ノ如キモノデアリマス

第二ハ、本來團體、若シクハ農地團經營團方自作農創設ノ目的デ以テ所有シテ居ル農地、是ハ當然自作農地ニナルノデアリマスルカラ、本法ニ依ツテ

國ガ買入レルト云フ手數ヲ掛ケル必要ハゴザイマセウ、又共同耕作、共同收

益地ト云フヤウナモノモ、ソレハ其ノ儘ノ形デ殘スコトニ却テ意味ガゴザイマスノデ、敢テ自作地トスル爲ニ國ガ買收スルコトヲシナイ

ソレカラ第三番目「試驗研究又は農事指導ノ目的ニ供してゐる農地で地方長官ノ指定したもの」斯様ナ公益的ノ意味ノゴザイマスモノデ、同一ノ土地ガ澤山ノ人ニ渡ルコトヲ防ギマス爲ニ、地方長官ガ指定シタモノハ自作地トシナイ

其ノ土地ハ買收シナイ、又土地區劃整理ヲ施行シナイ地域デゴザイマシテモ、都市計畫ノ爲ニ必要ナ河川敷、其他公共施設ヲ致シマス土地ニ付キマシテハ買收シナイト云フコトデアリマス、是ハ現行法ノ農地調整法ト變リハ

ゴザイマセウ

五番目ハ「近く土地使用ノ目的を變更することを相當とする農地で市町村農地委員會ガ都道府縣農地委員會ノ承認を得て指定したもの」是ハ要綱ノ當時、近く宅地ニスルト云フコトヲ表現

シテゴザイマシタガ、主タルモノハ宅地デゴザイマスケレドモ、工場敷地

ナリマストカ、兎ニ角使用目的ヲ變

スルコトヲ相當トスル農地デゴザイ

シテ、尤モ是ハ濫リニサウ云フヤウ

認定ヲシテ自作農地ニナルコトヲ免

ルト云フヤウナコトガゴザイマシ

整法ニモ、其ノ自作農ガ近ク自作スルモノト認メテト云フ字ヲ使ツテ居リマシタガ、同様ナ事柄ヲ市町村農地委員會ノ認定ニ依ツテ認メテ行ク、併シナガラ茲ニ御断リヲシテ置キタイ事柄ハ、元自作シテ居リマシタ範圍マデ小作トシテ保有スルコトヲ認メ、又ソレガ近ク自作地ニナルコトヲ期待スルノデアリマスガ、其ノ場合ニ自作地ニナルヲラウ土地ノ外ニ、小作地一町歩ヲ持ツト云フ意味デハナイノデアリマシテ、持ツテ居リマス小作地一町歩ニ合セテ、ソレヲ含メマシテ元自作ヲ致シテ居リマシタ面積マデガ認メラレル、斯ウ云フ意味合デゴザイマス、是ハ謂ハバ例外的ノ場合デゴザイマスカラ、サウ云フ風ニ取扱ハレマスコトハ已ムヲ得ナイト考ヘテ居リマス

第七番目ハ新開墾地、焼畑、切替畑ト云フヤウナ收穫ノ不確定ノ農地、即チ斯クノ如キモノハ自作農地ニ致シマシテモ安定性ヲ缺クト云フノデアリマスカラ、是ハ國ガ態度買ツテ自作地ニスルト云フコトハシナイ、新開墾地ト云フ點ニ付キマシテハ、抑々開墾地自體ガ數年經テマセヌケレバ熱地ニナリマセスト云フコトト同時ニ、現在開拓事業ヲ強力ニ進メナケレバナラヌト云フ時機ニ於キマシテ、開墾ノ獎勵ヲスルト云フヤウナ意味合ヲモ含メマシテ、茲ニ「新開墾地」ト云フノヲ舉ゲタノデゴザイマシテ、一面ハ開墾ノ獎勵、一面ハ又新シイ開墾地ニイキナリ自作農ヲ創設スルト云フコトハ、自作農ニナル人カラ見マシテモ前途ノ經營ニ十分ナル安定性、見極メガ付カナイト云フ二ツノ理由カラ之ヲ入レタノデアリマス、その他命令で定める農地」トゴザイマスノハ、例ヘバ炭坑附

近ノ土地ヲ陥没ノ危險ナル土地デアルトカ云フヤウナモノヲ考ヘテ居リマス

ソレカラ第六條ノ第一項ハ市町村農地委員會ガ買収計畫ヲ立テルト云フコトデアリマス

第三項ニハ如何ナル價格ニ依ルカト云フコトヲ書イテゴザイマス、此ノ國ノ買収シマス價格ハ、現在ノ農地調整法ニ依リマス公定價格ト同様デアリマシテ、ソレ以下ノ價格ニ依ツテ買収價格ヲ決メルト云フノデアリマス

市町村農地委員會ノ指導方針ト云フベキモノガ書イテアリマス、第一ハ「自作農をなすべき者の農地を買ひ受ける機會を公正にすること」即チ土地ヲ買ヒタイト希望スル人ハ非常ニ澤山アル譯デゴザイマス、之ヲ公正ニ、或ル一人ノ人ニノミ限ルト云フヤウナコトノナイヤウニ、總テノ人ニ公正ニ其ノ土地買入ノ機會ヲ與ヘル、固ヨリ健全ナル自作農ニナル見込ガナク、當然排斥サレルト云フヤウナ人ハ別デアリマスケレドモ、サウデナイ人ニ付キマシテハ、出來得ル限り多數ノ人ニ土地買入ノ機會ヲ與ヘルト云フ趣旨デアリマス、此ノ事柄ハ結局國ガ農地ヲ買ヒマシテ、其ノ農地ノ上ニ小作ヲシテ居ル人ニ賣ル譯デアリマシテ、既ニ買収スル時ニ、買収土地ノ選定ト云フコトニ付テ斯ウ云フコトヲ考慮シテ置カナケレバナラヌト云フ譯デアリマス

第二號トシテ「自作農となるべき者の耕作する農地を集團化し、且つ當該地方の狀況に應じて當該農地につき田畑の割合を適正にすること」結局耕地ノ集團化ヲ圖ル、此ノ事柄ハ、買収計

畫ノ時ニ於キマシテ出來得ル限リ耕地ノ集團化ガ出來マスヤウニ、又買受ケマシタ自作農ニナリマス人ガ、適當ナル其ノ地方々々ノ割合デ田畑ト云フヤウナモノヲ持テ得ルヤウナコトモ考慮シテ買収計畫ヲ立テナケレバナラヌ、斯ウ云フ意味デアリマス

ソコデ斯様ノ意味合ヲ以テ立テル買収計畫ニ付キマシテハ、實行問題ト致シマシテ、事前ニ土地所有者及ビ小作者ノ側カラ、土地ニ關スル狀況トソレニ付テノ希望、政府ニ賣リタイトカ、或ハ小作者ノ方カラ致シマスレバ、其ノ土地ヲ買ヒタイト云ツタヤウナ申出ヲ取リマシテ、ソレヲ斟酌致シマシテ農地委員會ガ計畫ヲ立テル譯デアリマスガ、法的ニ申シマシテ、土地所有者ガ國家ニ賣渡ス農地ノ選擇權アリヤト云フコトデアレバ、ソレハ選擇權ハナイ、農地委員會ガ此處ニ書イテアリマスヤウナ方針ニ準據シテ、最も公正適正ナル立場ニ於テ自作農創設ノ目的ヲ達スルヤウニ其ノ買収土地ヲ決定シテ行クト云フ觀念デゴザイマス

ソレカラ第六條第五項ニ依ツテ、斯様ニシテ立テラレマシタ買収計畫ハ、遲滞ナク其ノ旨ヲ公告シ、且ツ關係者ニ書類ヲ縦覽ニ供スル

サウ云フ風ニ致シマシテ、第七條デ、其ノ農地委員會ノ立テマシタ買収計畫ニ異議ガアル土地ノ所有者、先ヅ市町村農地委員會ニ異議ヲ申立テルコトガ出來ル、其ノ異議ニ對シテ農地委員會ガ決定ヲ下シマス、ソレニ對シテ不服ガアレバ、都道府縣農地委員會ニ訴願ヲスルコトガ出來ル、斯ウ云フ風ニ致シテゴザイマス、是ハ前ノ農地調整法當時ト比ベテ見マスルト、本來ヤリ方ガ違ツテ來テ居ルノデアリマスカ

ラ、其ノ間市町村農地委員會ガ異議ヲ受付ケテ裁定スルト云フノデハナイコトハ當然デゴザイマスガ、行政訴訟ト云フコトハ今回ハ省イテゴザイマス、併シ市町村農地委員會ニ對スル異議ノ申立ヲ認メ、又ソレニ對スル農地委員會ノ決定ニ不服ガアル場合ハ、都道府縣農地委員會ニ訴願ヲスル、斯ウ云フ二審ノ制度ヲ認メテ居ル、又事ガ價格ニ關スル問題デゴザイマスレバ、是ハ通常裁判所ニ何時デモ出訴シテ宜シイ、斯ウ云フコトニナツテ居リマス

第八條ハ、斯様ニシテ總テノ計畫及ビ其ノ計畫ニ對スル異議ガ落著ヲ致シマスレバ、市町村農地ノ委員會ハ之ヲ都道府縣農地ノ委員會ノ承認ヲ受ケル、斯ウ云フコトデアリマス

ソレカラ第九條ニハ、其ノ承認ガゴザイマシタラ、買収令書ト云フモノヲ所有者ニ交付致シマシテ買収スルト云フ、買収ノ手續規定ヲ書イテ居リマス、尙ホ又此ノ場合ニ於キマシテ、其ノ土地ノ上ニ抵當權ト云フヤウナ擔保權ヲ持ツテ居ル者ガゴザイマスレバ、其ノ利害關係者ニ對シマシテハ、國ガ買収ヲスルト云フコトヲ通知シナケレバナラヌ、而シテ擔保權者ニ對シマシテハ、斯ウ云フ通知ヲ致シマス同時ニ、第十三條ニ依ツテ其ノ人ノ請求ガゴザイマスレバ、對價ハ供託ヲスルト云フコトニ致シテ居リマス

第十條ハ土地ノ面積デアリマス、此ノ面積ハ、土地臺帳ニ登錄シテアル當該農地ノ面積ニ依ル、土地臺帳ニ記載シテアリマス面積ハ、實測ノ結果ト違ツテ居ルコトハ皆サテ御承知ノ通りデアリマスガ、其ノ違ツテ居ルコトガ明

治以來ズツト通用致シテ居ルト云フコトモ亦御承知ノ通りデアリマス、其ノ

面積面積ニ依ツテ買収サレテ居ルト云フノガ普通ノ事實デゴザイマスノデ、ソレニ依ルコトモスル、併シナガラ特別ノ事情ガゴザイマシテ、土地臺帳面積ニ依ルコトガ著シク不都合デアリ、不合理デアルト云フ場合ニ於キマシテハ、市町村農地委員會ガ適當ノ面積ヲ定メル、結局實測ヲ致シマシテ、其ノ地方ニ於ケル土地臺帳面積ト實測面積トノ違ヒト云フヤウナコトヲ斟酌シテ面積ヲ定メルコトニ致シタイト考ヘテ居ルノデアリマス、斯様ノ場合ハ、山林ノ一部ガ開墾サレテ今畑ニナツテ居ル、其ノ面積ヲドウスルカト云フヤウナ場合ニ必要ニナツテ來ルノデアリマス

ソレカラ第十一條ハ別ニ申上ゲルコトモゴザイマセヌ

次ニ第十二條、是モ難カシイコトガ書イテアリマスケレドモ、事柄ハ簡單ナノデアリマシテ、結局國ガ買収令書ヲ交付致シマス、當該農地ノ所有者ハ政府ガ之ヲ取得スル、其ノ時ニ一切ノ權利ハ消滅スル、是ハ一應原狀取得ト云フ法律觀念ニ依リマシテ總テノ權利ガ消滅スル、併シ小作權者ハ、其ノ土地ニ付イテ居リマス權利ハ、消滅ト同時ニ新シク又ソコデ設定サレタモノト看做ス、斯ウ云フ風ニ書イテアルノデアリマシテ、是ハ法律觀念ノ上カラ

斯ウ面倒ニ書イテゴザイマスガ、結局所有權ガ國ニ移リ、其ノ土地ノ上ニアリマシタ從前ノ抵當權ハ消滅致シマスガ、小作權ト云フヤウナモノハ當然暫ク國ガ處分スルマデ殘ツテ居ル、斯ウ云フコトガ書イテアルノデアリマス

第十三條ハ對價ノ支拂ニ關スル事柄デゴザイマスガ、先程申シマシタヤウニ、其ノ土地ノ上ニ先取特權、質權

第一、特種権利者ノ請求ニ依リテ其ノ
對價ヲ供給スルコト云フコトヲ審イテア
ルノデアリマス

ソレカラ第十三條ノ終リノ方ニハ報
償金ガ審イテゴザイマス、此ノ報償
金ハ先程大臣ノ説明ニモゴザイマシタ
ヤウニ、平均三町歩ト云フモノノ限度
トシテ交付スル、其ノ範圍ハ、中小
地主ノ財産ニ對シテ交付スルト云フ趣
旨カラ出テ對シテ居リマス、此ノ取
扱ト致シマシテハ、田ニ付テハ貸賃價
格ノ十一倍、畑ニ付テハ十四倍、サウ
云フ規則ノ額ヲ交付スルト云フコ
トニ據ヒタイト考ヘテ居リマス、第十
四條ハ先程申シマシタ

第十五條ハ、農地以外ノモノデアツ
テ、完全ナル自作農ヲ創設致シマスル
場合ニ、是レノモノハ國ガ買収シ
テ小作者ニ賣ツタ方ガ宜シ、斯ウ云
フモノデゴザイマシテ、第一ハ、第三
條ノ規定ニ依リ買収スル農地ノ利用上
必要ナル農業用施設トカ水利施設トカ云
フモノデアリマス、第二ハ探草地ノ間
題、又宅地及ビ建物、此ノ建物ノ中ニ
ハ、農業用建物、住宅ヲ含ンデ居リマ
スルガ、是等ノモノヲ自作農ヲ創設ス
ルニ當リマシテ、一括シテヤルコトガ
適當デアルト云フ場合ニ於キマシテ
ハ、當事者ノ申請ニ依リ市町村委員會
ノ認定ニ依リマシテ、國ガ買取ツテ、
サウシテ賣渡スト云フコトニ致シテ居
ルノデアリマス、此ノ宅地デゴザイマ
スカラ住居等ノ建物ト云フヤウナモノヲ
自作農創設トシテヤリマスコトニ付キ
マシテハ、ソコニ自ラ適當ナル範圍ガ
アル譯デアリマシテ、之ヲ市街地等ノ
場合ニ適用シテ行クト云フヤウナ考ヘ
ハ全然持ツテ居リマセヌ、農山村ノ狀

況ニ應ジテ實施シテ參リタイト考ヘテ
居リマス、ソレカラ此ノ場合ニ、値段
ノ問題デゴザイマスルガ、探草地ノ値
段ハ、農地デゴザイマスカラ公定價格
ハゴザイマセヌ、隨テ此ノ値段ヲ決メ
マスニ付キマシテハ、近傍類似ノ農地
ノ價格ヲ標準ニ取リマシテ、ソレトノ
比較ニ於テ其ノ何種トカ云フヤウナ算
定方法ヲ決メタイ、サウ云フコトニ依
リテ決メテ賣テ積リテゴザイマス、此
ノ算定方法ノ如キコトハ中央農地委員
會ノ審議ニ依リテ決定致シタイト考ヘ
テ居ルノデアリマス、ココニ「農地ノ
時價」ト書イテアリマスノハ、農地ノ
公定價格ト云フ意味デアリマス、ソレ
カラ探草地以外ニ付キマシテハ、即チ
建物トカ農業用施設ニ付キマシテハ、
時價ヲ參酌シテ定メル、固ヨリ時價ト
云フモノヲ既ニマスト同時ニ、是ハ
自作農ヲ創設スルト云フコトガ目的デ
ゴザイマスカラ、ソレニ相應ハシヤ
ウナ考ヘ方ヲ致シテ行クベキガ當然
ゴザイマシテ、具體的ニハサウ云フ狀
況ヲ考慮シテ決メナケレバナラスモノ
ト考ヘテ居ルノデアリマス

第十六條ハ誰ニ賣ルカト云フコトヲ
審イタノデアリマシテ、元來自作農創
設ノ事業デゴザイマスカラ、「自作農」
トシテ農業ニ精進する見込のあるもの
ト云フ範圍デアアルコトハ當然デゴザ
イマス、其ノ他ノ場合ト致シマシテ
ハ、現ニ其ノ農地ノ上ニ耕作ヲ營ンデ
居ル小作農ニ賣渡スノガ原則デゴザ
イマス、其ノ他ノ場合ト致シマシテ
ハ、此ノ法律ノ附則ニ昨年十一月二十
三日現在ニ依ルト云フヤウナ場合ノコ
トモ書イテゴザイマスガ、サウ云フヤ
ウナ場合ニ於キマシテ、現在ノ小作農
ヨリモ其ノ前ノ小作農ニ賣ルト云フヤ
ウナ場合ガアルトスレバ、サウ云フ場
合、或ハ又自作農地デアリマシテモ、
不適正トシテ之ヲ分割スルヤウナ場合
ニ於キマシテハ、其ノ耕地ニ付テ農業
勞働ニ從事シテ居ル人、斯ウ云フヤ
ウナ關係者ノ範圍ヲ命令デ定メテ積リ
デアリマス、尙ホ「自作農」として農業
ニ精進する見込のあるもの」ト云フ範
圍ニ付キマシテハ、勿論此ノ法律ト致
シマシテハ、極端ナ小農ヲ作ルト云フ
コトヲ目的ニ致シテ居ル譯デアリコト
ハ申スマデモゴザイマセヌガ、サレバ
ト云ヒマシテ、完全ニ農業ダケデヤツ
テ行ケル所ノ專業農家ト云フモノダケ
ヲ目當テニ致シテ居ル譯デアリコト
セヌ、專業農家ニ付キマシテモ「自作
農」として農業ニ精進する見込のあるも
の」ノ中ニ包含ヲ致シテ居ルト云フコ
トハ御承知置キテ願ヒタイト思ヒマス
ソレカラ國ガ買ヒマシタ農地ハ、之
ヲ直ニ耕作者ニ賣渡ス譯デアリ
マス、特別ノ事情ガアル場合、
即チ耕作者ノ方デ之ヲ買受ケナイト云
フヤウナ何等カノ理由ノアル場合、或
ハ又國ト致シマシテモ其ノ耕作者ニ賣
渡スコトガ不適當デアルト云フヤウナ
場合、此ノ場合ニ於キマシテハ、國ガ
其ノ農地ヲ持ツテ居ルカ、或ハ市町村
農業會等ノ團體ニ肩代リラスルカト云
フコトデゴザイマスガ、無論大面積ト
云フヤウナ場合デゴザイマスレバ、當
然國ガ保有ヲシテ居ルコトニナルト思
ヒマスガ、團體ノ希望モアリ、又小面
積ノモノデモアルト云フヤウナ場合デ
ゴザイマスレバ、之ヲ市町村ノ農業會
等ニ肩代リヲ致シマシテ、時ヲ掛ケテ
適正ナル自作農創設事業ヲ行ツテ行
ク、サウ云フ意味合ニ於テ團體ニ賣渡
スコトガ出來ル、斯ウ云フヤウニ規定

ガ設ケテアル譯デアリマス
第十七條ハ別ニ申上ゲルコトモアリ
マセヌ

第十八條ハ賣渡計畫ノコトガ審イ
テゴザイマス、是等ノコトモ殆ド説明
スル必要ハナイト思ヒマス、唯賣渡計
畫ノコトニ付キマシテハ、第十九條ニ
農地賣渡計畫ニ付テ買受ノ申込ヲシタ
人ガ異議アル時ニハ、市町村農地委員
會ニ對シテ異議ヲ申立テルコトガ出來
ル、期ウ云フ規定ヲ置キマシテ耕作者
ノ正當ナル買受ノ機會ト云フヤウナモ
ノヲ保護ヲ致シテ居ル譯デアリマス、
ソレカラ第二十條及ビ第二十一條モ別
ニ説明ヲ致スコトハゴザイマセヌ

次ニ第二十二條ニ於キマシテハ、國
ガ農地ヲ賣渡シマシタ場合ニ、賣渡ノ
相手方以外ノ者ガ其ノ農地ニ付テ權利
ヲ持ツテ居ルコト云フ場合ニ、其ノ權
利ハ當然消滅スル、其ノ消滅シタ權利
ニ對シテハ政府ガ適當生ズル所ノ損失
ヲ補償スルト云フ規定デゴザイマス、
是ハドウ云フ場合ニサウ云フコトガ起
ルカト申シマス、永小作權若シクハ
永小作權ト同シヤウナ關係ニアリマス
株小作ガ發生シテ居ル、サウ云フヤウ
ナ場合ニ於キマシテ永小作權者若シ
クハ其ノ株小作權ヲ持ツテ居ル人ガ第
三者ニ其ノ土地ヲ又使ハシテ居ル、斯
ウ云フ場合ニ起ル譯デアリマシテ、其
ノ場合ニハ現實ニ耕作ヲ致シテ居ル人
ニ土地ガ賣ラレマス、而シテ中間ニゴ
ザイマシタ永小作權者ヤ又小作權者ハ
其ノ權利ガ消滅ヲ致シマス、此ノ場合
ニ於キマシテ國ハ其ノ損失ヲ補償ラス
ル、是ハ當然デゴザイマス、此ノ場合
デケラ考ヘテ居ルノデアリマシテ、其
ノ他ニ國ガ補償ラスル場合ハナイト思
ツテ居リマス

然ラバ此ノ場合土地ノ價格ト政府ガ
拂ヒマス補償金トノ關係ハドウナル
カト申シマスレバ、原則論ト致シマシ
テ、此ノ補償金ハ當然又通常ノ場合ニ
於ケル地價ト云フモノノ中ニ含まレテ
居ル譯デアリマスルカラ、極端ニ中
シマスレバ、極端ニ申スト云フコト
カシイノデアリマスガ、茲ニ七百五十
圓ナラ七百五十圓ノ地價ガアル、ソレ
ヲ元ノ土地ノ所有者、ソレカラ中間地
主ト申スベキ永小作權者トノ間ニ適當
ナル比率デ分ケテ賣テ、一方地主ニ拂
フモノガ是レ土地ノ代價デアリ、永小
作權者ニ支拂ヒマス補償金ガ、兼小作
權ノ價格、斯ウ云フコトニナル譯デア
リマシテ、此ノ際サウ云フモノモ此ノ
第二十二條ニ依ツテ扱ツテ參ルト云フ
コトニ御承知置キテ願ヒタイト思ヒマス
ソレカラ第二十三條ハ交換分合ニ關
スル規定デアリマス、此ノ土地ノ集團
化ヲ圖リマスルカ、或ハ又農地ノ買
入ノ機會ヲ公正ニスルト云フ必要カラ
マシテ、交換分合ヲ出來得ル限リニ
申シマスガ、事情ノ許ス限リ強力ニ
ツテ行ク必要ガゴザイマスルガ、此
第二十三條ニハ、政府ガ買受ケマ
シタ土地ト政府ガ買収シナカッタ小作
トノ間ノ交換分合ノコトヲ書イタ
アリマス、市町村農地委員會ガ、
示ヲ致シマスレバ、其ノ小作權
者ハ農地委員會ト協議シテ、サ
交換分合ノ條件ヲ決メル、若シ
員會トノ間ニ協議ガ調ハナイ場
合ニ於キマシテハ、都道府縣農地委員
會トスル、此ノ裁定ニ依リマシ
テ、茲ニ國ガ買ヒマシタ農地
デアリ小作地トノ間ニ交換分合
レル譯デアリマス

ソレカラ第二十五條ハ耕作權

交換分合ノ場合ヲ規定シテ居リマス、
「市町村農地委員会は、政府の賣り渡
すべき農地につき賃借權又は永小作權
を有する者及び地目、面積、等級等が
當該農地と近似する農地で政府の買収
しないものにつき賃借權又は永小作權
を有する者」、即チ政府が買ヒマシタ
土地ノ上ニ於ケル耕作者ト、サウデナ
イ小作地ニ於ケル耕作者トノ間ノ交
換分合、之ニ付テノ指示ヲスル、是ハ
協議ヲ調ヘバ其ノ通りデ宜イノデア
リトモ、當事者間ニ協議ヲ調ヘ
ナイ場合ニ於キマシテハ、市町村農地
委員會ガ裁定ヲスル、其ノ裁定ニ依
テ強制的ニ耕作權ノ交換分合ガ行ハ
ル、此ノ土地ノ交換分合ト耕作權ノ交
換分合ト云フ場合、是ハ何レヲ採ツテ
モ宜シイノデアリマスガ、大體土地ノ
交換分合ノ方ガ簡單ニ行クドラウト思
ハレマス、併シナガラソレダケニ場合
ヲ限定シテ置キマスルト、是レ亦實施
ヲスルニ付テ都合ガ悪イト云フコトモ
ゴザイマスノデ、廣ク耕作權同志ノ交
換分合ト云フトモ認メタト申シマス
ルカ、實施ヲスルルコトニ致シタノデア
リマス

ソレカラ第二十六條ハ代金支拂ノ方
法デゴザイマス、此處ニ「支拂期間三
十年以内、年利三分二厘」トアリマス
ガ、是ハ現在ノ自作農創定ノ方法ガ二
十四年デ三分二厘ト云フコトニ致シテ
居リマス、ソコデ法制上三十年ト書イ
テゴザイマスケレドモ、實行ト致シマ
シテハ、成ルベク二十四年以内三分二
厘ノ利率ト云フコトデヤツテ行キタイ
ト考ヘテ居リマス

ソレカラ第二十七條ハ土地ヲ買ヒマ
シタ人ノ保護ニ關スル規定デゴザイマ
ス、結局農產物ノ價格ガ非常ナル下落

ヤウナ模様モアリマスルガ、本委員會
ノ使命ニ鑑ミマシテ、出來得ル限り本
委員會ハ議事ヲ進メテ參リタイト思ヒ
マス、本會議ガアル日ハ午前中ダケ本
會議ガナイ日ハ午前午後續行スルト云
フコトト、ソレカラ發言順位ハ慣例ニ
依リマシテ按分率ニ致シマシテ決定
シ、申込順位ニ依リマシテ決定ヲ致
ス、申込順位ニ依リマシテ決定ヲ致
ス、コトニシタイト思ヒマス、ドウゾ御諒
承ヲ願ヒマス、ソレデハ午前二引續キ
マシテ農林當局ノ條文ニ付テノ説明ヲ
求メマス——山添農政局長

○山添政府委員 自作農創設特別措置
法案ノ第三十條カラ御説明ヲ致シマ
ス、此ノ第三十條カラ第四十一條マデ
ハ未墾地ノ買収及ビ賣渡ニ關スル規定
デゴザイマス、政府ハ未墾地ヲ開發シ
テ之ヲ利用スル爲ニ、土地ハカリデナ
ク、立木、又干拓等ヲ致シマス場合ニ
於ケル漁業權、或ハ水ノ使用ニ關スル
權利、又土地ノ上ニゴザイマス建物、
其ノ他ノ工作物等ヲ買収シ、又ハ使用
スルコトガ出來ル旨ガ規定致シテアル
ノデゴザイマス

ソコデ第三十條ニ於キマシテハ買収
ノ對象ニナルモノヲ書イテゴザイマス
ルガ、第一號ハ「農地以外ノ土地で農
地ノ開發に供しようとするもの」、結局
未墾地ト云フ意味デアリマス、即チ農
地ノ開發ノ爲ノ土地ヲ買収スルト云フ
デアリマス

ソレカラ第二號ハ「政府の所有に屬
する土地で農地ノ開發に供しようとし
るもの」に關する所有權及び擔保權以外
の權利ノ例ヘバ、國有林等ニモ斯ウ云
フ權利ガアルト存ジマスルガ、民間ノ
方ガ其ノ土地ノ上ニ、官地土民ノ木ヲ
持ツテ居ルト云フヤウナ官地農林ト
云フヤウナ場合モアルノデアリマス

ガ、結局サウ云フヤウナ權利ヲ同ジク
買収スルノデアリマス
ソレカラ第三號ハ、第一號ノ土地ガ
開發ノ本體デゴザイマスルガ、其ノ土
地ト合セマシテ開發スル必要ノアル土
地、結局其ノ附近ニゴザイマス農地ヲ
未墾地ト一括シテ計畫ニ依ツテ開拓地
ヲ仕上ゲテ行カウ、斯ウ云フ場合ニ於
ケル農地デアリマス、即チ未墾地ト附
近ニゴザイマス農地ト一ツノ綜合計
畫ニ依ツテ開發シテ行ク必要ガアルト
云フ場合ニ於ケル、其ノ附近ニ於ケル
農地デアリマス

又第三號ノ第一號又ハ第二號ノ土地
ノ上ニアル立木又ハ建物、工作物、是
ハ先強第二號デ申シマシタモノデア
リマス
第五號ノ漁業權ト云フノ干拓等ノ
場合デアリマスシ、第六號ハ水ニ關ス
ル權利デアリマス
ソレカラ第七號デゴザイマスガ、此
ノ第六號マデハ、開發地ヲ作ルマデノ
其ノ直接對象トナリマス土地其ノ他デ
ゴザイマスガ、此ノ開發地ヲ巧利用
シテ行キマス爲ニハ、其ノ開發地ノ上
ニ移住スル人ノ宅地ト云フヤウナモノ
モ必要デゴザイマスシ、又道路ノヤウ
ナモノモ勿論ナケレバナリマス、其ノ
其ノ開發地ヲ利用スル爲ニ關聯シ
テ必要ナ土地其ノ他ノモノヲ買収出來
ルト云フコトガ規定致シテアル譯デア
リマス

午後一時二十九分開議
○養梨委員長 ソレデハ午前二引續キ
マシテ會議ヲ續行致シマス、此ノ際連
レテ出席サレタ方モアルヤウデゴザ
イマスカラ、午前中ノ懇談會デ決定致
シマシタ事項ヲ、モウ一度申上ゲテ置
キマス、審議ニ當リマスニ付キマシ
テ、本會議ノ開會ノナイ日ガ多少續ク

午後零時一分休

○養梨委員長 午後續行スルコト致
シマシテ休會致シマス、午後一時カ
ラ再開致スコトニ致シマス

申上ゲルコトハゴザイマセ

○養梨委員長 午後續行スルコト致
シマシテ休會致シマス、午後一時カ
ラ再開致スコトニ致シマス

午後一時二十九分開議

○養梨委員長 ソレデハ午前二引續キ
マシテ會議ヲ續行致シマス、此ノ際連
レテ出席サレタ方モアルヤウデゴザ
イマスカラ、午前中ノ懇談會デ決定致
シマシタ事項ヲ、モウ一度申上ゲテ置
キマス、審議ニ當リマスニ付キマシ
テ、本會議ノ開會ノナイ日ガ多少續ク

午後一時二十九分開議

○養梨委員長 ソレデハ午前二引續キ
マシテ會議ヲ續行致シマス、此ノ際連
レテ出席サレタ方モアルヤウデゴザ
イマスカラ、午前中ノ懇談會デ決定致
シマシタ事項ヲ、モウ一度申上ゲテ置
キマス、審議ニ當リマスニ付キマシ
テ、本會議ノ開會ノナイ日ガ多少續ク

開墾ト云フコトデゴザイマス、特別
ノ專門知識等モ必要デゴザイマスノ
デ、上級ノ都道府縣農地委員會ガ自ラ
其ノ計畫ヲ立テ、勿論此ノ場合ニ於
キマシテモ、開拓
マシテ換ヘ實地踏
地ガ果シテ開拓
フコトハ專門的ナ
マス、又都道府縣農地委員會ガ此ノ計
畫ヲ定メマスニ付キマシテモ、府縣ニ
ゴザイマス開拓委員會ニ其ノ意見ヲ聽
クト云フヤウナ手續モ執リマシテ、實
質上ニ於キマシテハ開拓專門家若シク
ハ開拓ノ爲ニ設ケラレテ居リマス委員
會ト云フヤウナモノノ意見ヲ十分採リ
入レテ、サウシテ都道府縣農地委員會
ガ決定致シテ行クト云フ風ニ運用ヲシ
テ參ル方針デゴザイマス

ソレカラ此ノ未墾地ノ價格ノ問題、
之ニ付キマシテハ、午前中ニ採草地ノ
價格ニ付テ御説明ヲ致シマシタガ、ソ
レト同様ナ扱ヒニ依ツテ參ル、即チ公
定價格ガゴザイマセスカラ、近傍類似
ノ農地ノ統制價格、基準ニ致シマシ
テ、其ノ何處ト云フヤウナ算定方法ヲ
以テ買収價格ヲ定メテ行ク、其ノ具體
的ナ割合デアルトカ、或ハ其ノ評價ノ
基準ト云ヒマスガ、サウ云フ事柄ハ中
央農地委員會ニ於キマシテ地方ノ事情
ヲモ參照シテ決定シテ參リタイト考ヘ
テ居リマス

尙ホ茲デ申上ゲテ置キタイコトハ、
未墾地ノ買収ハ都道府縣農地委員會ガ
當ルノデゴザイマスケレドモ、小面積
ノモノ、即チ平均十町歩程度ノモノ、
北海道ニ於キマシテハ其ノ四倍ノ四十
町歩程度ノ未墾地デゴザイマスレバ、
是ハ市町村農地委員會ガ計畫ヲ定メル
ト云フコトニ致ス管ニナツテ居リマ

開墾ト云フコトデゴザイマス、特別
ノ專門知識等モ必要デゴザイマスノ
デ、上級ノ都道府縣農地委員會ガ自ラ
其ノ計畫ヲ立テ、勿論此ノ場合ニ於
キマシテモ、開拓
マシテ換ヘ實地踏
地ガ果シテ開拓
フコトハ專門的ナ
マス、又都道府縣農地委員會ガ此ノ計
畫ヲ定メマスニ付キマシテモ、府縣ニ
ゴザイマス開拓委員會ニ其ノ意見ヲ聽
クト云フヤウナ手續モ執リマシテ、實
質上ニ於キマシテハ開拓專門家若シク
ハ開拓ノ爲ニ設ケラレテ居リマス委員
會ト云フヤウナモノノ意見ヲ十分採リ
入レテ、サウシテ都道府縣農地委員會
ガ決定致シテ行クト云フ風ニ運用ヲシ
テ參ル方針デゴザイマス

ソレカラ此ノ未墾地ノ價格ノ問題、
之ニ付キマシテハ、午前中ニ採草地ノ
價格ニ付テ御説明ヲ致シマシタガ、ソ
レト同様ナ扱ヒニ依ツテ參ル、即チ公
定價格ガゴザイマセスカラ、近傍類似
ノ農地ノ統制價格、基準ニ致シマシ
テ、其ノ何處ト云フヤウナ算定方法ヲ
以テ買収價格ヲ定メテ行ク、其ノ具體
的ナ割合デアルトカ、或ハ其ノ評價ノ
基準ト云ヒマスガ、サウ云フ事柄ハ中
央農地委員會ニ於キマシテ地方ノ事情
ヲモ參照シテ決定シテ參リタイト考ヘ
テ居リマス

尙ホ茲デ申上ゲテ置キタイコトハ、
未墾地ノ買収ハ都道府縣農地委員會ガ
當ルノデゴザイマスケレドモ、小面積
ノモノ、即チ平均十町歩程度ノモノ、
北海道ニ於キマシテハ其ノ四倍ノ四十
町歩程度ノ未墾地デゴザイマスレバ、
是ハ市町村農地委員會ガ計畫ヲ定メル
ト云フコトニ致ス管ニナツテ居リマ

開墾ト云フコトデゴザイマス、特別
ノ專門知識等モ必要デゴザイマスノ
デ、上級ノ都道府縣農地委員會ガ自ラ
其ノ計畫ヲ立テ、勿論此ノ場合ニ於
キマシテモ、開拓
マシテ換ヘ實地踏
地ガ果シテ開拓
フコトハ專門的ナ
マス、又都道府縣農地委員會ガ此ノ計
畫ヲ定メマスニ付キマシテモ、府縣ニ
ゴザイマス開拓委員會ニ其ノ意見ヲ聽
クト云フヤウナ手續モ執リマシテ、實
質上ニ於キマシテハ開拓專門家若シク
ハ開拓ノ爲ニ設ケラレテ居リマス委員
會ト云フヤウナモノノ意見ヲ十分採リ
入レテ、サウシテ都道府縣農地委員會
ガ決定致シテ行クト云フ風ニ運用ヲシ
テ參ル方針デゴザイマス

ソレカラ此ノ未墾地ノ價格ノ問題、
之ニ付キマシテハ、午前中ニ採草地ノ
價格ニ付テ御説明ヲ致シマシタガ、ソ
レト同様ナ扱ヒニ依ツテ參ル、即チ公
定價格ガゴザイマセスカラ、近傍類似
ノ農地ノ統制價格、基準ニ致シマシ
テ、其ノ何處ト云フヤウナ算定方法ヲ
以テ買収價格ヲ定メテ行ク、其ノ具體
的ナ割合デアルトカ、或ハ其ノ評價ノ
基準ト云ヒマスガ、サウ云フ事柄ハ中
央農地委員會ニ於キマシテ地方ノ事情
ヲモ參照シテ決定シテ參リタイト考ヘ
テ居リマス

尙ホ茲デ申上ゲテ置キタイコトハ、
未墾地ノ買収ハ都道府縣農地委員會ガ
當ルノデゴザイマスケレドモ、小面積
ノモノ、即チ平均十町歩程度ノモノ、
北海道ニ於キマシテハ其ノ四倍ノ四十
町歩程度ノ未墾地デゴザイマスレバ、
是ハ市町村農地委員會ガ計畫ヲ定メル
ト云フコトニ致ス管ニナツテ居リマ

ス、是ハ小面積ノ未墾地デゴザイマス
レバ、事務上モサウ云フ方ガ便利デゴ
ザイマスシ、又其ノ處分モ結局地元ノ
人ニ其ノ儘配分スルト云フコトニナル
カト思ヒマスノデ、地元關係カラ致シ
マシテモ、是等ニ關スル計畫ハ市町村
農地委員會ニ當ラセルト云フ風ニ考ヘ
テ居ル譯デアリマス

第三十二條ハ、未墾地買收計畫ヲ立
テル爲ノ測量、検査及ビ障害物ノ移轉
又ハ除却ニ關スル事務ヲ書イテ居ル
デアリマス、是等ノ事務ハ如何ニモ同
ジヤウナ事務ガゴザイマスガ、是ハ土
地收用法デゴザイマストカ、耕地整理
法ト云フヤウナ關係ノ法律ニゴザイマ
スヤウナコトト、同ジコトガ書イテアル
ノデアリマシテ、唯準用條文方前ノ既
墾地ノ所ノ條文ヲ其ノ儘引イテ居リマ
スノデ、一寸見マスト何ガ書イテアル
カ分ラナイノデアリマスケレドモ、其
ノ内容ニ於キマシテハ既墾地ノ取扱
變ツタコトモナク、又規定ト申シマシ
テモ、結局從來アリマス土地收用法、
耕地整理法ト云フヤウナモノト同様ノ
趣旨ガ書イテアルト云フヤウニ御諒解
ガ願ヒタイと思ヒマス

第三十三條ハ、政府ガ土地開發ヲス
ルト云フヤウナ場合、尤モ是ハ政府ニ
限リマセズガ、其ノ買收者クハ使用シ
マス土地ノ上ニアル物件等ヲ除却サセ
ルコトガ出來ル、斯ウ云フ規定デゴザ
イマス、只今例ニ舉ゲマシタ法律等ニ
何レモアル規定デアリマス、勿論第三
十二條第三十三條ニ於テ政府トシテハ
權限ヲ持チマスケレドモ、ソレニ依ツ
テ生ジタル損害ハソレモ、補償スル、
此ノ事柄ハ申上ゲルマデモアリマセズ

次ニ第三十五條ハ、政府ガ土地ノ上
ニアル使用權ヲ取得スル場合ニ、又開

發等ヲスル場合モ、其ノ妨ギニナル權
利ガ停止サレルト云フコトヲ規定致シ
タノデアリマス

第三十六條ハ、斯ウ云フヤウニ色々
制限ヲ蒙リマスト、所有者ニ取ツテ、
或ハ土地ニ付テ權利ヲ持ツテ居ツタ人
ニ取ツテ本來ノ目的ノ用ニ供サレナイ
イ、斯ウ云フヤウナ場合ニ、本來ノ權
利等ヲ一ツ政府ニ買收シテ貰ヒタイ、
或ハ物ヲ買收シテ貰ヒタイ、斯ウ云フ
規定デアリマシテ、之ハ通常ノ損失補
償デハ「カバ」シ切レナイ、隨テ全部
政府ニ買ツテ貰ヒタイ、斯ウ云フ所有
者若シクハ權利者ノ保護ニ關スル規定
デアリマス、同様ノ規定ハ御承知ノヤ
ウニ耕地整理法等ニモアル譯デアリマ
ス

第三十七條ハ、政府ガ或ル土地ヲ買
收スル、詰リ土地開發ノ爲ニ買收ヲ致
シマスケレドモ、其ノ土地ノ上ニ於
テ、ソレヲ唯一ノ額リニシテ生計ヲ立
テテ居ルト云フ場合ナガ、其ノ爲ニ
非常ニ困ルト云フ場合ガゴザイマス、
ソコデ其ノ人ノ生活ヲ保護スルト云フ
コトガ必要デゴザイマシテ、其ノ場合
ニ其ノ人ニ政府ノ買收ノ對象ニナリマ
シタ土地ニ代ルベキモノヲ賣渡ス、其
ノ必要ニ應ジテ換地ノ買收ガ出來ル、
斯ウ云フコトヲ規定致シタノデアリマ
ス、結局已ムヲ得サウ云フ人ノ土地
ヲ買收致シマスケレドモ、ソレニ依ツ
テ非常ニ困ル人ノ生活ヲ保護致シマス
爲ニ、他ノ換地ヲ其ノ人ニ與ヘル、其
ノ換地ヲ得ル爲ニ、政府ハ此ノ法律ニ
依ツテ換地タルベキモノヲ買收スルコ
トガ出來ル、斯ウ云フ意味デアリマス

第三十八條ハ先程申シタノデアリ
マスガ、小面積、即チ内地ニ於ケル平
均十町歩ト云フヤウナ未墾地ノ買收計

畫ハ、市町村農地委員會ガ之ヲ定タル
ト云フコトヲ規定致シテ居ルノデアリ
マス

第三十九條ハ損失補償ニ關スルコト
ヲ規定致シテ居リマス
ソレカラ第四十條ノ關係デゴザイマ
スガ、是ハ政府ガ未墾地ヲ買收致シマ
シテ、之ヲ開發スル場合ニ、他ノ法
律ニ依ツテ色々關限ノ場合ガゴ
ザイマス、例ハ國立公園法ノ申ニ於
キマシテモアルシ、或ハ保安林ト云フ
ヤウナ關係ニモゴザイマスシ、或ハ河
川法ト云ウヤウナコトニモ關係ガゴ
ザイマスガ、色々ナ法律ニ土地開發ト云
フヤウナコトニ付テ制限禁止ヲ致シテ
居ル規定ガゴザイマス、政府ガ開發ノ
目的デ買收致シマシタ土地ニ付テハ、
サウ云フ規定ヲ排除シテ開發スルコト
ガ出來ル、勿論此ノ實行問題ト致シマ
シテハ、抑々買收ノ時ト開發適地トシ
テ買收シ、又其ノ買收シタモノヲ一定
ノ專門ノ計畫ニ基イテ開發スル次第デ
アリマスカラ、サウ云フ制限禁止ヲ致
シテ居リマス法律ノ精神ト矛盾シタヤ
ウナ措置ヲ執ルコトハ、事實問題トシ
テハ絕對ニゴザイマセスケレドモ、規
定ノ上ニ於キマシテ、サウ云フ制限禁
止ノ規定ヲ排除スル、他ノ關係官廳ト
協議ヲ致シテ居ツタノデハ徒ラニ事業
ヲ遲ラセルバカリデゴザイマスノデ、
當然是ハ開拓シ得ルト云フ規定ヲ置イ
タノデアリマス

ソレカラ第四十一條ノ關係ハ、買ヒ
マシタモノノ賣渡ニ關スル規定デゴザ
イマス、是ハ大體後ニ又機會ヲ見マシ
テ、此ノ開拓ノヤリ方ニ付キマシテ開
拓局長カラ詳細ナル御説明ガアルト存
ジマスルガ、政府ガ斯様ニ未墾地トシ
テ買ヒマシタモノニ付キマシテハ、政

府ガ之ヲ農地開發營團其ノ他ノモノヲ
シテ政府ノ委託事業トシテ國營開發ヲ
致サス、サウシテ適宜之ヲ定著ノ見込
アリマス自作農タラントスル移住者、
或ハ他ノ村カラ耕地ヲ擴張シテ、其
耕地擴張ノ爲ニ其ノ開拓地ヲ耕作ラ
ル所ノ自作農者ニ賣渡クノデアリ
マス、サウ云フ場合ノ外ニ、小面積ノ方
デアリマスト、之ヲイキナリ自作農ト
シテ農業ニ精進シ得ル見込ノアル者ニ
賣渡ス譯デアリマス、併シナガラ此ノ
第四十一條ハ、法文ニハ「自作農とし
テ農業に精進し得る見込のある者」ト
書イテゴザイマスガ、實體ノ場合ハ
「其ノ他命令で定める者」、斯ウ云フヤ
ウナコトニナル場合ガ多カラウト存ジ
マス、結局當分ハ小面積ノモノニ於キ
マシテハ、直チニ處分ヲ致シマスケレ
ドモ、大面積ノモノハ之ヲ國營ニ依ツ
テ開發ラシテ、落著イタ所デ入植致シ
テ居ル人ニ處分ヲスル、斯ウ云フ取扱
ニナル譯デアリマス

ソレカラ第四十二條デゴザイマス
ガ、此ノ第四十二條以降ハ既墾地ト未
墾地トノ共通ノ規定ガ設ケラレテゴ
ザイマス、政府ガ買收スルト云フヤウ
ナ公告ヲ致シマシタ後ニ於キマシテ
ハ、權利者ト申シマスカ、所有者其ノ
他ノ關係權利ヲ持ツテ居ル人ハ、其ノ
土地ノ形質ヲ變更シタリ、又農業用施
設、工作物若シクハ立木ノ現狀ヲ壞シ
タリ、持去ツタリスルコトハ出來ナ
イ、即チ現狀維持ト云フコトヲ規定致
シテ居ルノデアリマス、是ハ公告ヲ致
シマシテ計畫ガ確定ヲ致シマテカラ更
ニ狀況ガ變ルト云フコトデアリマス
ト、非常ニ混亂ヲ來スコトニナリマス
ノデ、是ハ是非其ノ現狀ヲ維持シテ貰
フ、斯クノ如キ規定ハ先程申シマシタ

レカラ第四十三條デゴザイマスル
是ハ農地並ニ未墾地ノ買收代金、
カラ色々ナ場合ニ支拂ヒマス損失
償金及ビ報償金ヲ何デ拂フカト云フ
規定デゴザイマス、是ハ農地證券ヲ以
テ支拂フト云フ風ニ致シ積リデアリマ
ス、此ノ農地證券ハ、結局農地證券ト
云フ名前ヲ付ケマシテモ公債デゴザイ
マスガ、原則ト致シマシテ三十年以
内ニ償還スベキ證券デゴザイマスル
ガ、二十四年間ニ均等償還ヲスル所
ノ、一種ノサウ云フ種類ノ公債ト致シ
タイト考ヘテ居リマス、其ノ利率ハ三
分六厘五毛、即チ普通ノ公債ノ利率ヲ
以テ計畫スル、其ノコトニ依ツテ額面
千圓、又交付價格千圓、即チ「パー」デ
行ク譯デアリマシテ、其ノ額面ト交付
價格ト「パー」デ行キマスコトヲ利率ノ
點ニ於テ今ノ利息三分六厘五毛ト云フ
コトデ合セテ參リマス、此ノ二十四箇
年デ大體サウ云フ三分何厘ト云フコト
デ行キマスルト、年々ノ均等償還ニ當
リマス部分ハ凡ソ六%ト云フコトニナ
リマス、隨テ千圓ノ額面デゴザイマス
レバ約六十圓ヲ年々受取ル、二十四年
間六十圓ノ年金ヲ貰フト云フ形ニナル
譯デアリマス、是ハ尙ホ細カク點ハ大
藏省ト今後折衝スベキ點モアルト思ヒ
マスルガ、大體千圓未滿ノモノハ
今千圓ヲ最低ノ額面ニスルト云フヤウ
ナ考ヘ方ヲ致シテ居リマス、ソレカラ
土地代金ハ、土地ヲ買受ケマス方カラ
大體平均三割ハ一時ニ支拂フモノト云
フ風ニ豫定ヲ致シテ居リマスルシ、又
特別ノ事情ガナイ限り、土地購入者カ
ラハ三割以上ヲ一時拂ヒシテ貰フ積リ
ニ致シテ居リマスノデ、ソレニ相當ス

ル部分ハ、土地ヲ政府ニ賣リマシタ
人、即チ農地ヲ政府ニ賣リマシタ人ニ
ハ其ノ限度ヲ見合ヒマシテ一時拂フス
ル、現金拂フスル豫定ニ致シテ居リマ
ス、概シテ四千圓ト云フヤウナ所ノ限度
トシテ一時拂フ致シマシテ、其ノ種類
方農地證券ニナル譯デアリマス

第四十四條ハ登記ニ關スル規定デア
リマス、是非非常ニ多數ノ件數ニナリ
マスノデ、到底普通ノ登記ニ依ルコト
ハ出來マセヌ、隨テハ特別手段ヲ執
ツテ實アコトニナツテ居リマス、司法
省デ目下研究ヲ致シテ實ツテ居ルノデ
アリマス

ソレカラ第四十五條ハ報告ニ關スル
規定、ソレカラ第四十六條ハ政府ガ買
ヒマシタ農地、未墾地或ハ立木ト云フ
ヤウナモノノ管理ニ關スル規定デアリ
マス、是ガ政府ノ所有ニ屬シテ居リマ
ス期間管理ヲスルノ付キマシテ、普
通ノ農地デゴザイマス、市町村或ハ
市町村農地委員會等ニ其ノ管理ヲ委任
スル、未墾地等デ之ヲ農地開發營團等
ガ開發致シマスモノデゴザイマスレ
バ、農地開發營團等ガ其ノ管理ニ任ズ
ル、サウ云フ事柄ニ付テハ特別ノ管理
規則ト云フヤウナモノヲ制定スル見込
デゴザイマス

ソレカラ第四十七條ハ下級ノ農地委
員會ノヤル仕事ヲ上級ノ農地委員會
ニ、若シクハ地方長官等ガ代行ヲスル
ト云フ規定ヲ設ケタノデアリマス、例
ヘバ普通農地ノ買収デゴザイマス、
市町村農地委員會ガ計畫ヲ立テ、餘
計ヲコトデアリマスレドモ、若シ市
町村農地委員會ガ「サボタージエ」ヲシ
テシマツタ、是デハ動かヌト云フコト
方理窟ノ上デアル譯デアリマスガ、サ
ウ云フ場合ニハ、上級ノ都道府縣農地

委員會ガ市町村農地委員會ノヤル仕事
ヲ代行スル、サウシテ全體ノ此ノ法律
ノ動キヲ支障ナカラシメル、未墾地ニ
付キマシテ、結局都道府縣農地委員會
ニ萬一サウ云フヤウナコトガアルト假
定スレバ、之ヲ地方長官ガ自ら問題ヲ
處理スルト云フヤウナコトモ豫想シ
得ル譯デアリマス、是ハ上級者ノ監督
若シクハ代執行ト云フヤウナコトヲ念
ノ爲ニ設ケテアル規定デゴザイマス
ソレカラ第四十八條デゴザイマス
ガ、此處ニ地區委員會ト云フ言葉ガ出
テ參リマス、是ハ農地委員會ハ、大キ
ナ大都市等ヲ除キマシテハ一ツノ町
村ニ一個デゴザイマスケレドモ、事變
中等ニ於キマシテ不自然ニ町村合併ヲ
スル、其ノ爲ニ自然的、經濟的環境カ
ラズレバ明カニソレハ「獨立シタ町村
デアアルベキモノ、特ニ農地等ヲ考ヘ
キモノガ、行政區劃トシテハ單一ニナ
ツテ居ルト云フ例ガ稀デアリマス
ガゴザイマス、其ノヤウナ場合ニ於キ
マシテハ、町村合併ヲサレル前ノ狀況
ヲ基礎ト致シマシテ、ソレハ「元ノ
町、元ノ市ト云フヤウナモノヲ一區劃
トシテ其處ニ地區農地委員會ヲ設置ス
ル、サウシテソレヲ獨立ノ「市町村の
區域」トアルガ如ク取扱ツテ行ク、斯
ウ云フ意味デアリマス、隨テサウ云フ
場合ニモ不在地主ニナルカドウカト云
フヤウナ事柄ハ、地區農地委員會ヲ設
ケマシタ場合ニハ、其ノ地區ニ依ツテ
之ヲ論ズルト云フ結果ニナル譯デアリ
マス

シテ居リマス、勿論東京都ノ區域ノ中
デ、街ノ真中ニデアリマス區ニハ農地ハ
ゴザイマセヌ、隨テ其處ニハ農地ノ委
員會モ作ラナイト云フコトニナルノデ
ゴザイマス、斯ウ云フ巨大ナル市ニ
リマシテハ、區ト云フモノヲ獨立ノ市
町村デアアルカノ如ク取扱フスル、斯ウ
云フ規定デゴザイマス
ソレカラ則チ「省キマシテ附則デ
ザイマスルガ、附則ノ第二項ハ注意ヲ
要スル規定デアリマス」第三條第一項
ノ規定ニ依ル農地ノ買収については、
市町村農地委員會ハ、相當と認めると
きは、命令の定めるところにより、昭
和二十年十一月二十三日現在における
事實に基いて第六條の規定による農地
買収計畫を定めることができる。昭
和二十年十一月二十三日ト云フノハ、
結局前同ノ第一次農地改革ノ要綱ガ閣
議ニ於テ決定サレ、ソレガ發表サレタ
日ニテニ相當致シテ居ルノデアリマス
ルガ、其ノ前後及ビソレカラ以後ニ、
御承知ノヤウニ土地取上ノ問題ガ頻發
ヲスル、又法ヲ免レル目的ヲ以テマシ
テ、脱法的行爲ヲ行ハレタヤウニ考ヘ
ラレルノデアリマシテ、斯様ナ事柄漫
然然過スルト云フコトハ出來ナイノデ
アリマス、隨テ具體的ナ事情ヲ判定致シ
マシテ、二十年十一月二十三日現在ノ
狀況ニ依ツテ、政府ガ買収スルカ否カ
ト云フコトヲ決メルコトガ適當ダト農
地委員會デ認メタ場合ハ、其ノ時ノ狀
況ニ依ル、現在ハ兎モ角、其ノ時小作
地デアツタモノハ小作地トシテ見ル、
其ノ時ニ持ツテ居リマシタ面積ハ其ノ
面積トシテ、例ヘバ一町歩以上持ツテ
居ツタ場合ニハ一町以上小作地ヲ持ツ
テ居ツタト看做ス、斯ウ云フヤウニ其
ノ時ノ事實ニ基イテ計畫ヲ立テルコト

ガ出來ル、斯ウ云フ意味デゴザイマ
ス、其ノ時ニ例ヘバ二町ノ小作地ヲ持
ツテ居ツタ、所ガ現在デハソレガ一町
歩ニ減ツテ居ルト云フコトデゴザイマ
スレバ、現在ノ狀況ニ於テハ買収ノ對
象ニナリマセヌ、所ガソレガ不當ナ、
法ヲ逃レル爲ノ買渡デアツタト云フヤ
ウナコトデゴザイマスレバ、其ノ時ノ
狀況ニ依ツテ、即チ小作地一町歩ハ買
收ノ對象ニナル譯デアリマス、其ノ場
合ニハ此ノ法ヲ適用サレル、又假ニ其
ノ小作地ガ第三者ニ賣渡サレタモノデ
ゴザイマスレバ、第三者ノ土地ニ付テ
モ政府ハ其ノ土地ヲ買収スルコトガ出
來ルト云フコトニナル譯デアリマス、
勿論此ノ十一月二十三日ニ依リマス事
柄ハ、一面カラ申セバ現ニ成立シテ居
リマス秩序ヲモウ一度壞スコトニナル
ノデアリマスルカラ、十一月二十三日
ニ依ル爲ニハ、依ルガ理由ガナケ
レバナリマセヌ、命令の定めるところ
により、ト云フノハ、ソレ等ノ理由ト
スル所ヲ買収計畫ニ記載スルコト云フ
ヤウニ定メル積リデ居リマス、勿論此
ノ事柄ハ、隨テノ點ニ於テ適法デアツ
タト云フモノニ付テ、一々適法適用
ヲ致ス譯デアリマセヌ、其ノ間土
地取上等ニ付テモ不當ナ取上デアツ
タ、假ニ農地委員會等ノ形式的承認ハ
受ケテ居リマシテモ、其ノ内容ニ於テ
社會的ニ見マシテ不當デアツタト云フ
ヤウナ場合ニ付キマシテハ、必ズシモ
其ノ形式上ノ適法性ニ依ラズ、實質ニ
依ツテ判斷シテ參ルト云フ考ヘヲ致
シテ居リマスルガ、兎ニ角惡イモノハ
惡イトスル、斯ウ云フ思想デゴザイマ
ス、自作農創設特別措置法案ニ付キマ
シテハ以上ヲ以テ終リマス
次ニ農地調整法ニ關スル説明ヲ致シ

マス、農地調整法ノ變ヘマシタ所ハ、
第一條ニ目的ガ書イテゴザイマス、目
的ヲ變ヘマシタノハ、前回ノ農地調整
法ノ改正ノ當時ニモ、ナゼ第一條ノ目
的ノ書換ヘヨシナイカ、色々議論ガ
ザイマシタ、今回ハストツキリトシタ形
ニ此ノ條文ヲ書キ改メタノデアリマ
ス
其ノ次ノ改正ハ第四條デゴザイマ
ス、今マデノ自作農創設ノ爲ニ前回入
レマシタ所ノ農地ノ強制調停ニ關スル
規定、是ハ今回全部削除ヲ致シマシ
タ、サウシタ條文ノ中ノ順序ヲ整ヘタ
ノデゴザイマスルガ、此ノ第四條農
地ノ所有權、賃借權、地上權其ノ他ノ
權利ノ設定又ハ移轉ハ命令ノ定ムル所
ニ依リ當事者ニ於テ地方長官ノ許可又
ハ市町村農地委員會ノ承認ヲ受クルニ
非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ前項ノ許
可又ハ承認ニハ條件ヲ附ルコトヲ得
第一項ノ許可又ハ承認ヲ受ケズシテ爲
シタル行爲ハ其ノ效力ヲ生ゼズ一斯ウ
云フ規定ヲ致シマシタガ、是ハ前ノ條
文、農地調整法ニ於キマシテモ大體同
様ノ規定ガ設ケテアツタノデアリマ
ス、併シナガラ前ノ農地調整法ニ於キ
マシテハ、農耕ヲ目的トスル所ノ、農
地ヲ耕作ノ目的ニ供スル權利ヲ取得ス
ル場合ニ於テハ、此ノ規定ヲ適用シ
イト云フヤウナ規定ヲサレテ居ツタ
デアリマス、今回ハ其ノ場合ニ於キマ
シテモ、全部農地ノ權利關係ノ移動
ハ、地方長官又ハ市町村農地委員會ノ
承認ヲ受ケルコト云フコトニ移動統制ヲ
強化致シタノデアリマス、其ノ目的ト
致シマスル所ハ、結局土地ノ兼併ヲ防
ギ、自作主義ヲ續ケテ行ク、自作農カ
ラ自作農ニ行ク所ノ自作主義ヲ續ケテ
行ク、農地ノ配分ヲ適正ナラシムル、

又只今ノ狀況カラ申セバ、土地ノ再分割ト云フヤウナコトモ防イデ行ク、斯ウ云フ土地ノ利用關係ヲ正シテ行ク爲ニ此ノ規定ヲ強シテ行クノデアリマス、此ノ趣旨ト致シマスル所ハ、結局今後多クノ自作地ガ出来、大部分ノ農地ハ自作地ニナリマスルト共ニ、五、六十萬町歩ノ小作地ガ殘ル譯デゴザイマスルガ、其ノ小作地ノ移動、又已ムヲ得ズ自作地ガ移動スル場合ニ、農地ノ配分ノ關係、利用ノ面カラ見テ適當カドウカ、又成ルベク機會アル毎ニ自作地ヲ殖ヤシテ行ク、斯ウ云フ趣旨ニ於キマシテ此ノ規定ガ運用ヲサレテ、廣イ意味ニ於ケル一種ノ農地ノ管理制度ト云フ風ニモ考ヘテ宜シイカト思ヒマス、此ノ所有權ノ移轉等ニ付キマシテハ地方長官ノ許可ニ依リ、又賃借權ノ移動、即チ小作關係ノ移動ハ市町村農地委員會取扱フト云フコトニシタ

ノ規定ハ戰爭中ノ農地管理令ニモ設ケテアツタノデゴザイマス
ソレカラ次ハ第九條ノ關係デゴザイマス、第九條ハ御承知ノヤウニ土地ノ取上ニ付テ規定シ居ル條文デゴザイマスガ、此處ニ新シク「解除」ト云フ字ヲ加ヘタノデアリマス、問題ハ解除ト云フコトノ制限禁止ニ依リマシテ概テ盡キテ居ルノデゴザイマスガ、偶々法律ノ字句ノ上カラ解除、契約ノ解除ト云フ字ガ抜ケテ居リマス爲ニ、其ノ解除ト云フコトガ一種ノコジツケノ場合ノヤウニ考ヘラレマス、之ヲ利用シテ不當ニ小作契約ヲ解除スル、ソレニハ何等ノ制限ガナイノダト云フ風ニ用ヒラレル場合モ、ゴザイマスルノデ、サウ云フ抜ケテ居ル意味ニ於テ解除ト云フ文字ヲ入レタノデゴザイマスルガ、第九條其ノモノノ精神ニハ別段ノ變更ヲ加ヘタノデゴザイマセヌ、ヨリ一層完全ニシタト云フ意味デアリマス

第九條ノ規定ハ、御承知ノヤウニ、解約トカ更新拒絶ト云フコトノ事由其ノモノニ相當ノ正當ナル事由ガアルコトト共ニ、農地委員會ノ承認ヲ受ケナケレバナラヌコトニナツテ居リマス、今マデノ農地委員會ノ承認ヲ受ケナカッタラドウカ、其ノ場合ニ於テハ罰則ガ付シテゴザイマス、併シ農地委員會ノ承認ヲ受ケナカッタガ故ニ、是ハ無効デアアルカドウカト云フコトニ付キマシテハ、必ズシモ解釋ガハツキリ致シテ居ラナカッタノデアリマス、ソコデ今回ハ農地委員會ノ承認ヲ受ケズシテナシマシタ小作地ノ取上ガ行爲ハ、是ハ無効デアアルト云フコトヲ明瞭ニ致シマシタ、勿論農地委員會ノ承認ヲ受ケナケレバ無効デアアルシ、又其ノ事柄ノ内容自體ガ事由ノナイ場合ニハ、其ノ

取上ハ無効デアアルコトハ申スマデモゴザイマセヌ
次ハ第九條ノ八ニ關スルコトデアリマスガ、是ハ最高小作料ノ規定デゴザイマス、申スマデモナク小作料ハ金納ニナリ、昨春秋ノ農地調整法施行當時ノ狀況ヲ以テ最高價格トスルヤウニ統制ヲサレテ居ル譯デゴザイマスガ、之ニ加ヘテ第九條ノ八ハ、將來色々事情ガ變化スル場合ノ豫想ヲ致シマシテ、或ル最高ノ小作料ト致シマシテ、此處ニ書イテゴザイマスガ如ク、田ニアリマシテハ二割五分、畑ニアリマシテハ一割五分ノ最高トシテ、中央農地委員會ガ決メル一定ノ割合ニ準據シテ、都道府縣農地委員會ガ定メル割合ヲ超エテハナラヌト云フ規定ヲ設ケテゴザイマシテ、若シ將來非常ナル農産物ノ下落ニ苦シムコトガアツテ、現在若シクハ其ノ當時決マツテ居リマス金納小作料ガ此ノ割合ヲ超過スルト云フ事態ガ生ジマシレバ、小作人ハ當然ニ其ノ額マデ小作料ノ減額請求ガ出来ルト云フ訂正權ヲ附與致シタノデアリマス、是等ノ運用方法ニ付キマシテハ色々具體的ニ研究スベキコトガゴザイマスルノデ、今後具體的ニ研究ヲシテ參リタイト考ヘテ居リマス、何シロ此ノ規定ハ當分具體的ニ適用ニナル見込ハ持ツテ居リマセヌ、是ノ方法等ニ付キマシテハ更に具體的ニ研究ヲ致シタイト考ヘテ居リマス

第九條ノ十ハ小作契約ヲ文書ニシテ其ノ内容ヲ明瞭ナラシメルト云フコトデアリマス、之ニ付キマシテハ、政府ノ方ニ於キマシテ模範ノ小作契約ノ約款ヲ作り積リチゴザイマス、勿論是ハ農地委員會等ノ審議ヲ經マシテ適正ナル内容ヲ持ツタ小作約款ヲ作り、ソレニ依ツテ指導ヲシテ行クコトニ致シテ居リマス
其次ハズツト農地委員會ニ關スル規定デゴザイマスルガ、農地委員會ニ付テ變リマシタ事柄ハ條文ニ付カズニ申上ゲタガ方宜イイト思ヒマス、第一ニ委員其ノモノノ構成ガ變リマシタコトハ今朝程農林大臣カ説明ガゴザイマシタ、即チ小作者ノ定義ハ、自分ノ經營シテ居リマス土地ノ五割以上ガ人カラ借りテ居ルモノノダト云フノガ小作者デゴザイマス、其ノ小作者カラ五割以上ハ全然自分ノ所有シテ居ル農地ニ付テ耕作ノ業務ヲ營ンデ居ナイカ、又其ノ持ツテ居ル面積ガ耕作ノ業務ヲ營ム農地ノ面積ノ二倍ヲ超エルモノト云フ規定デゴザイマシテ、結局半分以上ハ他ニ貸シテ居ル、斯ウ云フモノノコトヲ言フノデアリマス、是ガ三名、自作或ハ自作ニ相當スル者ガ二名、斯ウ云フ委員ノ出シ方ヲ致シ、合セテ十名ト云フコトニ致シテ居リマスガ、罷落ガ非常ニ澤山アル所ニ於キマシテハ、此ノ委員ノ數ヲ更ニ十名マデ殖ヤスコトガ出来マス、唯殖ヤス場合ニ於キマシテハ、今ノ小作者ニ付テ殖ヤシマス委員ノ數ト地主及自作ノ人ニ付テ殖ヤシマス委員ノ數トガ同數ヲナケレバナラヌ、斯ウ云フ譯デ、其ノ間ニ土地所有者ト云フモノト小作者ト云フモノト委員ノ數ノ「パリティ」ヲ取ツテ居ル譯デゴザイマス、ソレカラ此ノ前ハ德望アル人ト云フ、所謂第三者委員モゴザイマシタガ、今回ハ第三者委員ト云フモノハ、小作側ト土地所有者側ノ委員ガソレト全會一致デ斯ウ云フ人ニ頼ミタイト云フ人ガゴザイマシタ場合ニ、地方長官ガ三名以內ヲ任命スルト云フコトニナツテ居リマス、法律ノ文句カラ致シマス、地方長官ガ三名委員ヲ如何ニモ任命スルガ如ク書イテゴザイマスクレドモ、其ノ實質ニ於キマシテハ、選舉セラレマシタ農地委員ノ方ノ全員ガ第三者委員ヲ選ビ、其ノ人選ニ付テ意見ガ一致シタト云フ時ニ地方長官カラ任命ヲ致ス譯デアリマス、又委員長ノ選舉、是ハ兩方ノ側ガ對立シテ何トモ「デッドロック」ニ乘ラゲタ場合ハ、仕方ガゴザイマセヌカラ、地方長官ガ委員長タルベキ第三者委員ヲ任命スルト云フコトニ致シテ居ルノデアリマス

其ノ次ハ第六條ノ關係デアリマスルガ、第六條ハ耕地ノ潰廢トカ用途ノ變更ニ關スル規定デゴザイマス、是ハ御承知ノヤウニ戰爭中軍需會社等ガ相當農地ヲ買取致シマシタ、之ヲ又農地ニ還元スベキモノト考ヘテ居リマスルガ、之ヲ如何ニ利用スルカハ相當重要ナル問題デアリマスルト共ニ、一般的ニ此ノ自作農創設特別措置法等ノ施行ニ伴ヒマシテ問題ガ起ルコトモ考ヘラレマス、是等ノ耕地ノ潰廢或ハ用途ノ變更ト云フヤウナ事柄ハ、一應地方長官ノ許可ニ掛ケタ譯デゴザイマス、併シナガラ餘リ小サイモノヲ斯ウ云フ規定ニ掛ケマスコトハ不便デモアリ、事情ニ即サナイ點ガアリマス、

命令ニ依リマシテ極小サイモノハ除外致スコトニシテ居リマス、是等ノ規定ハ戰爭中ノ農地管理令ニモ設ケテアツタノデゴザイマス
ソレカラ次ハ第九條ノ關係デゴザイマス、第九條ハ御承知ノヤウニ土地ノ取上ニ付テ規定シ居ル條文デゴザイマスガ、此處ニ新シク「解除」ト云フ字ヲ加ヘタノデアリマス、問題ハ解除ト云フコトノ制限禁止ニ依リマシテ概テ盡キテ居ルノデゴザイマスガ、偶々法律ノ字句ノ上カラ解除、契約ノ解除ト云フ字ガ抜ケテ居リマス爲ニ、其ノ解除ト云フコトガ一種ノコジツケノ場合ノヤウニ考ヘラレマス、之ヲ利用シテ不當ニ小作契約ヲ解除スル、ソレニハ何等ノ制限ガナイノダト云フ風ニ用ヒラレル場合モ、ゴザイマスルノデ、サウ云フ抜ケテ居ル意味ニ於テ解除ト云フ文字ヲ入レタノデゴザイマスルガ、第九條其ノモノノ精神ニハ別段ノ變更ヲ加ヘタノデゴザイマセヌ、ヨリ一層完全ニシタト云フ意味デアリマス

第九條ノ規定ハ、御承知ノヤウニ、解約トカ更新拒絶ト云フコトノ事由其ノモノニ相當ノ正當ナル事由ガアルコトト共ニ、農地委員會ノ承認ヲ受ケナケレバナラヌコトニナツテ居リマス、今マデノ農地委員會ノ承認ヲ受ケナカッタラドウカ、其ノ場合ニ於テハ罰則ガ付シテゴザイマス、併シ農地委員會ノ承認ヲ受ケナカッタガ故ニ、是ハ無効デアアルカドウカト云フコトニ付キマシテハ、必ズシモ解釋ガハツキリ致シテ居ラナカッタノデアリマス、ソコデ今回ハ農地委員會ノ承認ヲ受ケズシテナシマシタ小作地ノ取上ガ行爲ハ、是ハ無効デアアルト云フコトヲ明瞭ニ致シマシタ、勿論農地委員會ノ承認ヲ受ケナケレバ無効デアアルシ、又其ノ事柄ノ内容自體ガ事由ノナイ場合ニハ、其ノ

取上ハ無効デアアルコトハ申スマデモゴザイマセヌ
次ハ第九條ノ八ニ關スルコトデアリマスガ、是ハ最高小作料ノ規定デゴザイマス、申スマデモナク小作料ハ金納ニナリ、昨春秋ノ農地調整法施行當時ノ狀況ヲ以テ最高價格トスルヤウニ統制ヲサレテ居ル譯デゴザイマスガ、之ニ加ヘテ第九條ノ八ハ、將來色々事情ガ變化スル場合ノ豫想ヲ致シマシテ、或ル最高ノ小作料ト致シマシテ、此處ニ書イテゴザイマスガ如ク、田ニアリマシテハ二割五分、畑ニアリマシテハ一割五分ノ最高トシテ、中央農地委員會ガ決メル一定ノ割合ニ準據シテ、都道府縣農地委員會ガ定メル割合ヲ超エテハナラヌト云フ規定ヲ設ケテゴザイマシテ、若シ將來非常ナル農産物ノ下落ニ苦シムコトガアツテ、現在若シクハ其ノ當時決マツテ居リマス金納小作料ガ此ノ割合ヲ超過スルト云フ事態ガ生ジマシレバ、小作人ハ當然ニ其ノ額マデ小作料ノ減額請求ガ出来ルト云フ訂正權ヲ附與致シタノデアリマス、是等ノ運用方法ニ付キマシテハ色々具體的ニ研究スベキコトガゴザイマスルノデ、今後具體的ニ研究ヲシテ參リタイト考ヘテ居リマス、何シロ此ノ規定ハ當分具體的ニ適用ニナル見込ハ持ツテ居リマセヌ、是ノ方法等ニ付キマシテハ更に具體的ニ研究ヲ致シタイト考ヘテ居リマス

第九條ノ十ハ小作契約ヲ文書ニシテ其ノ内容ヲ明瞭ナラシメルト云フコトデアリマス、之ニ付キマシテハ、政府ノ方ニ於キマシテ模範ノ小作契約ノ約款ヲ作り積リチゴザイマス、勿論是ハ農地委員會等ノ審議ヲ經マシテ適正ナル内容ヲ持ツタ小作約款ヲ作り、ソレニ依ツテ指導ヲシテ行クコトニ致シテ居リマス
其次ハズツト農地委員會ニ關スル規定デゴザイマスルガ、農地委員會ニ付テ變リマシタ事柄ハ條文ニ付カズニ申上ゲタガ方宜イイト思ヒマス、第一ニ委員其ノモノノ構成ガ變リマシタコトハ今朝程農林大臣カ説明ガゴザイマシタ、即チ小作者ノ定義ハ、自分ノ經營シテ居リマス土地ノ五割以上ガ人カラ借りテ居ルモノノダト云フノガ小作者デゴザイマス、其ノ小作者カラ五割以上ハ全然自分ノ所有シテ居ル農地ニ付テ耕作ノ業務ヲ營ンデ居ナイカ、又其ノ持ツテ居ル面積ガ耕作ノ業務ヲ營ム農地ノ面積ノ二倍ヲ超エルモノト云フ規定デゴザイマシテ、結局半分以上ハ他ニ貸シテ居ル、斯ウ云フモノノコトヲ言フノデアリマス、是ガ三名、自作或ハ自作ニ相當スル者ガ二名、斯ウ云フ委員ノ出シ方ヲ致シ、合セテ十名ト云フコトニ致シテ居リマスガ、罷落ガ非常ニ澤山アル所ニ於キマシテハ、此ノ委員ノ數ヲ更ニ十名マデ殖ヤスコトガ出来マス、唯殖ヤス場合ニ於キマシテハ、今ノ小作者ニ付テ殖ヤシマス委員ノ數ト地主及自作ノ人ニ付テ殖ヤシマス委員ノ數トガ同數ヲナケレバナラヌ、斯ウ云フ譯デ、其ノ間ニ土地所有者ト云フモノト小作者ト云フモノト委員ノ數ノ「パリティ」ヲ取ツテ居ル譯デゴザイマス、ソレカラ此ノ前ハ德望アル人ト云フ、所謂第三者委員モゴザイマシタガ、今回ハ第三者委員ト云フモノハ、小作側ト土地所有者側ノ委員ガソレト全會一致デ斯ウ云フ人ニ頼ミタイト云フ人ガゴザイマシタ場合ニ、地方長官ガ三名以內ヲ任命スルト云フコトニナツテ居リマス、法律ノ文句カラ致シマス、地方長官ガ三名委員ヲ如何ニモ任命スルガ如ク書イテゴザイマスクレドモ、其ノ實質ニ於キマシテハ、選舉セラレマシタ農地委員ノ方ノ全員ガ第三者委員ヲ選ビ、其ノ人選ニ付テ意見ガ一致シタト云フ時ニ地方長官カラ任命ヲ致ス譯デアリマス、又委員長ノ選舉、是ハ兩方ノ側ガ對立シテ何トモ「デッドロック」ニ乘ラゲタ場合ハ、仕方ガゴザイマセヌカラ、地方長官ガ委員長タルベキ第三者委員ヲ任命スルト云フコトニ致シテ居ルノデアリマス

命令ニ依リマシテ極小サイモノハ除外致スコトニシテ居リマス、是等ノ規定ハ戰爭中ノ農地管理令ニモ設ケテアツタノデゴザイマス
ソレカラ次ハ第九條ノ關係デゴザイマス、第九條ハ御承知ノヤウニ土地ノ取上ニ付テ規定シ居ル條文デゴザイマスガ、此處ニ新シク「解除」ト云フ字ヲ加ヘタノデアリマス、問題ハ解除ト云フコトノ制限禁止ニ依リマシテ概テ盡キテ居ルノデゴザイマスガ、偶々法律ノ字句ノ上カラ解除、契約ノ解除ト云フ字ガ抜ケテ居リマス爲ニ、其ノ解除ト云フコトガ一種ノコジツケノ場合ノヤウニ考ヘラレマス、之ヲ利用シテ不當ニ小作契約ヲ解除スル、ソレニハ何等ノ制限ガナイノダト云フ風ニ用ヒラレル場合モ、ゴザイマスルノデ、サウ云フ抜ケテ居ル意味ニ於テ解除ト云フ文字ヲ入レタノデゴザイマスルガ、第九條其ノモノノ精神ニハ別段ノ變更ヲ加ヘタノデゴザイマセヌ、ヨリ一層完全ニシタト云フ意味デアリマス

第九條ノ規定ハ、御承知ノヤウニ、解約トカ更新拒絶ト云フコトノ事由其ノモノニ相當ノ正當ナル事由ガアルコトト共ニ、農地委員會ノ承認ヲ受ケナケレバナラヌコトニナツテ居リマス、今マデノ農地委員會ノ承認ヲ受ケナカッタラドウカ、其ノ場合ニ於テハ罰則ガ付シテゴザイマス、併シ農地委員會ノ承認ヲ受ケナカッタガ故ニ、是ハ無効デアアルカドウカト云フコトニ付キマシテハ、必ズシモ解釋ガハツキリ致シテ居ラナカッタノデアリマス、ソコデ今回ハ農地委員會ノ承認ヲ受ケズシテナシマシタ小作地ノ取上ガ行爲ハ、是ハ無効デアアルト云フコトヲ明瞭ニ致シマシタ、勿論農地委員會ノ承認ヲ受ケナケレバ無効デアアルシ、又其ノ事柄ノ内容自體ガ事由ノナイ場合ニハ、其ノ

取上ハ無効デアアルコトハ申スマデモゴザイマセヌ
次ハ第九條ノ八ニ關スルコトデアリマスガ、是ハ最高小作料ノ規定デゴザイマス、申スマデモナク小作料ハ金納ニナリ、昨春秋ノ農地調整法施行當時ノ狀況ヲ以テ最高價格トスルヤウニ統制ヲサレテ居ル譯デゴザイマスガ、之ニ加ヘテ第九條ノ八ハ、將來色々事情ガ變化スル場合ノ豫想ヲ致シマシテ、或ル最高ノ小作料ト致シマシテ、此處ニ書イテゴザイマスガ如ク、田ニアリマシテハ二割五分、畑ニアリマシテハ一割五分ノ最高トシテ、中央農地委員會ガ決メル一定ノ割合ニ準據シテ、都道府縣農地委員會ガ定メル割合ヲ超エテハナラヌト云フ規定ヲ設ケテゴザイマシテ、若シ將來非常ナル農産物ノ下落ニ苦シムコトガアツテ、現在若シクハ其ノ當時決マツテ居リマス金納小作料ガ此ノ割合ヲ超過スルト云フ事態ガ生ジマシレバ、小作人ハ當然ニ其ノ額マデ小作料ノ減額請求ガ出来ルト云フ訂正權ヲ附與致シタノデアリマス、是等ノ運用方法ニ付キマシテハ色々具體的ニ研究スベキコトガゴザイマスルノデ、今後具體的ニ研究ヲシテ參リタイト考ヘテ居リマス、何シロ此ノ規定ハ當分具體的ニ適用ニナル見込ハ持ツテ居リマセヌ、是ノ方法等ニ付キマシテハ更に具體的ニ研究ヲ致シタイト考ヘテ居リマス

第九條ノ十ハ小作契約ヲ文書ニシテ其ノ内容ヲ明瞭ナラシメルト云フコトデアリマス、之ニ付キマシテハ、政府ノ方ニ於キマシテ模範ノ小作契約ノ約款ヲ作り積リチゴザイマス、勿論是ハ農地委員會等ノ審議ヲ經マシテ適正ナル内容ヲ持ツタ小作約款ヲ作り、ソレニ依ツテ指導ヲシテ行クコトニ致シテ居リマス
其次ハズツト農地委員會ニ關スル規定デゴザイマスルガ、農地委員會ニ付テ變リマシタ事柄ハ條文ニ付カズニ申上ゲタガ方宜イイト思ヒマス、第一ニ委員其ノモノノ構成ガ變リマシタコトハ今朝程農林大臣カ説明ガゴザイマシタ、即チ小作者ノ定義ハ、自分ノ經營シテ居リマス土地ノ五割以上ガ人カラ借りテ居ルモノノダト云フノガ小作者デゴザイマス、其ノ小作者カラ五割以上ハ全然自分ノ所有シテ居ル農地ニ付テ耕作ノ業務ヲ營ンデ居ナイカ、又其ノ持ツテ居ル面積ガ耕作ノ業務ヲ營ム農地ノ面積ノ二倍ヲ超エルモノト云フ規定デゴザイマシテ、結局半分以上ハ他ニ貸シテ居ル、斯ウ云フモノノコトヲ言フノデアリマス、是ガ三名、自作或ハ自作ニ相當スル者ガ二名、斯ウ云フ委員ノ出シ方ヲ致シ、合セテ十名ト云フコトニ致シテ居リマスガ、罷落ガ非常ニ澤山アル所ニ於キマシテハ、此ノ委員ノ數ヲ更ニ十名マデ殖ヤスコトガ出来マス、唯殖ヤス場合ニ於キマシテハ、今ノ小作者ニ付テ殖ヤシマス委員ノ數ト地主及自作ノ人ニ付テ殖ヤシマス委員ノ數トガ同數ヲナケレバナラヌ、斯ウ云フ譯デ、其ノ間ニ土地所有者ト云フモノト小作者ト云フモノト委員ノ數ノ「パリティ」ヲ取ツテ居ル譯デゴザイマス、ソレカラ此ノ前ハ德望アル人ト云フ、所謂第三者委員モゴザイマシタガ、今回ハ第三者委員ト云フモノハ、小作側ト土地所有者側ノ委員ガソレト全會一致デ斯ウ云フ人ニ頼ミタイト云フ人ガゴザイマシタ場合ニ、地方長官ガ三名以內ヲ任命スルト云フコトニナツテ居リマス、法律ノ文句カラ致シマス、地方長官ガ三名委員ヲ如何ニモ任命スルガ如ク書イテゴザイマスクレドモ、其ノ實質ニ於キマシテハ、選舉セラレマシタ農地委員ノ方ノ全員ガ第三者委員ヲ選ビ、其ノ人選ニ付テ意見ガ一致シタト云フ時ニ地方長官カラ任命ヲ致ス譯デアリマス、又委員長ノ選舉、是ハ兩方ノ側ガ對立シテ何トモ「デッドロック」ニ乘ラゲタ場合ハ、仕方ガゴザイマセヌカラ、地方長官ガ委員長タルベキ第三者委員ヲ任命スルト云フコトニ致シテ居ルノデアリマス

第九條ノ十ハ小作契約ヲ文書ニシテ其ノ内容ヲ明瞭ナラシメルト云フコトデアリマス、之ニ付キマシテハ、政府ノ方ニ於キマシテ模範ノ小作契約ノ約款ヲ作り積リチゴザイマス、勿論是ハ農地委員會等ノ審議ヲ經マシテ適正ナル内容ヲ持ツタ小作約款ヲ作り、ソレニ依ツテ指導ヲシテ行クコトニ致シテ居リマス
其次ハズツト農地委員會ニ關スル規定デゴザイマスルガ、農地委員會ニ付テ變リマシタ事柄ハ條文ニ付カズニ申上ゲタガ方宜イイト思ヒマス、第一ニ委員其ノモノノ構成ガ變リマシタコトハ今朝程農林大臣カ説明ガゴザイマシタ、即チ小作者ノ定義ハ、自分ノ經營シテ居リマス土地ノ五割以上ガ人カラ借りテ居ルモノノダト云フノガ小作者デゴザイマス、其ノ小作者カラ五割以上ハ全然自分ノ所有シテ居ル農地ニ付テ耕作ノ業務ヲ營ンデ居ナイカ、又其ノ持ツテ居ル面積ガ耕作ノ業務ヲ營ム農地ノ面積ノ二倍ヲ超エルモノト云フ規定デゴザイマシテ、結局半分以上ハ他ニ貸シテ居ル、斯ウ云フモノノコトヲ言フノデアリマス、是ガ三名、自作或ハ自作ニ相當スル者ガ二名、斯ウ云フ委員ノ出シ方ヲ致シ、合セテ十名ト云フコトニ致シテ居リマスガ、罷落ガ非常ニ澤山アル所ニ於キマシテハ、此ノ委員ノ數ヲ更ニ十名マデ殖ヤスコトガ出来マス、唯殖ヤス場合ニ於キマシテハ、今ノ小作者ニ付テ殖ヤシマス委員ノ數ト地主及自作ノ人ニ付テ殖ヤシマス委員ノ數トガ同數ヲナケレバナラヌ、斯ウ云フ譯デ、其ノ間ニ土地所有者ト云フモノト小作者ト云フモノト委員ノ數ノ「パリティ」ヲ取ツテ居ル譯デゴザイマス、ソレカラ此ノ前ハ德望アル人ト云フ、所謂第三者委員モゴザイマシタガ、今回ハ第三者委員ト云フモノハ、小作側ト土地所有者側ノ委員ガソレト全會一致デ斯ウ云フ人ニ頼ミタイト云フ人ガゴザイマシタ場合ニ、地方長官ガ三名以內ヲ任命スルト云フコトニナツテ居リマス、法律ノ文句カラ致シマス、地方長官ガ三名委員ヲ如何ニモ任命スルガ如ク書イテゴザイマスクレドモ、其ノ實質ニ於キマシテハ、選舉セラレマシタ農地委員ノ方ノ全員ガ第三者委員ヲ選ビ、其ノ人選ニ付テ意見ガ一致シタト云フ時ニ地方長官カラ任命ヲ致ス譯デアリマス、又委員長ノ選舉、是ハ兩方ノ側ガ對立シテ何トモ「デッドロック」ニ乘ラゲタ場合ハ、仕方ガゴザイマセヌカラ、地方長官ガ委員長タルベキ第三者委員ヲ任命スルト云フコトニ致シテ居ルノデアリマス

人達等ノ意思ヲ十分ニ反映セシムルヤ
ウナ措置ヲ執ツタノデアリマス、尙ホ
選舉權及ビ被選舉權ノ資格ハ、從來ハ

一反歩以上ト云フコトニ致シテ居リマ
シタガ、今回ハ命令ヲ以チマシテ

是ハ命令事項デゴザイマスガ、三段歩
以上ヲ經營シテ居ル若シクハ土地ヲ持

ツテ居ル者ニ付テ選舉權、被選舉權ヲ
認メテ參ル、又ソレ等ノ事柄ハ總テ自

作農特別措置法案ト同様ニ世帯單位ト
云フ考ヘ方ヲ適用シテ居ル、サウ云フ

世帯ニ屬スル成年以上ノ人デアレバ全
部選舉權ヲ有スル、假ニ其ノ選舉權ヲ

有スル人ガ農耕ニハ從事シテ居ナクテ
モ、其ノ世帯ニ屬スルト云フコトニ依

ツテ選舉權ヲ有スルト云フコトニ致シ
テゴザイマス

概ネ以上ノヤウナコトデゴザイマス
ガ、尙ホ農地ノ移動統制、特ニ小作地

ノ取上ト云フヤウナ問題ニ付キマシテ
ハ、當分ノ間之ヲ全部地方長官ニ於テ

處理スルコトニ附則デ以テ規定ヲ致シ
マシタ、是ハ前回ノ法律改正ヲ總ツテ

生ジマシタヤウナ弊害ヲ防止スル
共ニ、此ノ自作農創設事業ヲ進メマス

爲ニ、土地ノ權利關係等方類繁ニ移動
ヲ致スト云フコトデハ事業遂行上支障

ヲ生ジマスノデ、當分此ノ自作農創設
維持事業ヲ進メマス間、又農地委員會

ガ確實ニヤツテ行クト云フコトノ確信
ヲ得マスマデノ間、是等ノ農地ニ關ス

ル權利關係ノ移動或ハ小作地ノ返還ト
云フヤウナ問題ハ地方長官ニ於テ處理

スルコトニ致シタノデアリマス、概ネ
之ヲ以チマシテ遂條ノ說明ヲ終リマス

○養蠶委員 養蠶ハ實業ニ入ルコ
トニ致シタト思ヒマス、古賀委員

○古賀委員 古賀委員 古賀委員
シテ一々區別セズ、混同的ニナルト思

ヒマスガ、此ノ點前以テ御諒解ヲ御願
ヒ致シマス

現在ノ小作農ガ今回ノ政府ノ施策ニ
依リマシテ新タニ農地ヲ獲得シ、一躍

自作農ニナルコトハ一見非常ニ喜バシ
イ氣分ノ轉換ト云フツテ、サゾカシ満足

感ヲ與ヘルヤウニ見エマスガ、事實ハ
必ズシモ左様デハナイト思ヒマス、即

チ與ヘラレタル其ノ土地ノ代價トシ
テ、切角ココ數年間蓄積シテ手持金ヤ

預貯金ヲ手放スコトガ如何ニ苦痛デア
ルカヲ疑ヒ知ルコトガ出來マス、一方

小作料サヘ支拂ヘバ何等ノ課税モ受ケ
ナカッタ者ガ、一躍地主トナツタバカ

リニ税金其ノ他寄附金等ノ倍加スルコ
トハ火ヲ賭ルヨリ明カデアアルカラデア

リマス、此ノ觀點カラ、無理ヲシテ小
地主トランヨリハ、消極的ニ現狀ニ近

イ半小作ヲ希望スル者ガ相當多イコト
ガ窺ハレマス、從來ノ小作人ガ苦痛ト

シテ居リマシタ所ハ、小作人ナルガ爲
ノ苦痛デハナク、小作料ガ餘リ過重デ

アツタト云フコトガ中心問題デアツタ
故ニ、小作人ハ小作料ヲ適正ニ修正シ

テ貰ヒ、其ノ生活ガ保障セラル、ナラ
バ、敢テ自作農トナツテ難想ニ難カラ

ラ諸般ノ負擔ヲ避ケタ方ガ却テ樂ト思
ツテ居ルヤウデアリマス、ソレハ恰モ

借家人ガ其ノ居住スル家ヲ政府カラ相
當ノ價格ガ買取取ト言ハレテモ、特別

ノ者ヲ除イテハ、大多數ノ借家人ハ寧
ロ其ノ家ヲ買受ケズトモ、適正ノ家賃

デ住ンデ居タ方ガ經濟的デアリ、且ツ
安全感ガ多イ、一定ノ料金サヘ支拂ヘ

バ家ノ修繕モ、税金モ支拂フ必要ハナ
イ、一切ノ苦勞ガ薄イカラデアリマス

、是ト同様ニ、小作農ノ時ハ、例ヘ
バ三箇年位ニ必ズ一度位ハ暴風、水害

ニ見舞ハレル、其ノ損害ニ當ツテハ、

其ノ都度地主ニ相談シテ小作料ノ減免
ガ出來ルノニ對シ、自作農ノ場合ハ、

現在ノ農業保險位ノ救済デハ何等ノ役
ニモ立タヌ、故ニ多分ノ苦痛ヲ觀ヘル

ニ至ツテ、或ハ數年ナラズシテ折角與
ヘラレタル土地ヲ手放スノ外ナキニ至

リ、加フルニ現在ニ於ケル農家ハ、食
糧事情逼迫ノ折衝豫想外ノ收入ヲ得テ

ル一部ノ農家ガアツテ、今デハ好景氣
ノ極ニ見エマスガ、一たび講和條約等

ガ締結セラレタル時ニハ、最も合理的ナ
ル大農法ニ依ツテ收穫サレテ食糧輸入

ニ依ツテ、原始的ノ日本農法ガ壓迫サレ
ルコトハ當然ノ歸結デアツテ、此ノ期

コトハナイカ、斯カル不安ニ對シテハ
政府ハ如何ナル御所信デアアルカ

又現在ノ在村ノ地主ガ其ノ土地ヲ得
ル過程ニハ、實ニ粒々辛苦、言語ニ絶

スル眞剣ノ勤勞ノ結果デアツテ、祖先
代々ヨリ數十、數百年ニ亘ツテ築キ上

ガタモノデアツテ、決シテ不慮ナナ所
謂放蕩三昧ノ輩デハアリマセヌ、此ノ

精魂ヲ打込ンデ守リ續ケテ來タ土地
ヲ、如何ニ政策ナシトハ云ヘ、國家ガ

在村地主ニ對シテ只ノ一町歩ノミヲ本
人ニ與ヘ、他ハ全部取上ゲルト云フコ

トガアツテハ、如何ナル代價ヲ支拂フ
トモ、是ハ洵ニ恨ルベキ共產主義的行

爲デアツテ、國民ノ思想上ニ及ボス惡
影響モ相當ノモノデアリマス、不幸ニ

シテ是等ノ地主ガ轉落シテ生活上ノ苦
痛ヲ觀ヘルヤウナ状態トナレバ、又斯

ク如キ制度ノ再進行ヲ迫ルガ如キ結
果ヲ促シ、反復斯クシタ状態デアレバ

勤勞意欲ヲ減殺スルニ至ル虞ガアルト
思ヒマス、尙ホ現在ノ地主ハ、支那事

變以來十箇年間ノ變遷ハ一通リデア
リマセヌ、即チ家庭ニ依ツテハ、二人

或ハ三人ノ職役者ヲ出シタ爲ニ、自作
農トコロカ、破滅ノ憂目ヲ見、未亡人

ヤ老イタル兩親ハ幼キ相續人ノ生長ヲ
樂シミ、昔ノ自作農ノ再興ヲ念願シテ

居ル、洵ニ同情ニ値スベキ家庭ガ餘リ
ニモ多キコトニ政府ハ如何ナル考慮ヲ

拂ツテ居ルカ、此ノ點農林大臣ニ伺
ヒマス、元來前ノ政府ノ時ノ出來事トハ

云ヘ、五町歩ヨリ三町歩、更ニ半年後
ノ今日一町歩シカ認メヌトハ、餘リニ

モ急激ノ變化デアリマシテ、如何ニ民
主的トハ云ヘ、人心動搖ノ激シキ此ノ

過渡期ニハ無理ナ事柄デナイカト存ジ
マス、聞ク所ニ依レバ、「マ」司令部ニ

於テハ、此ノ案ハ絕對的ノモノデア
ナク、政府ガ案ヲ提出シテ諒解ヲ求メタ

ニ過ギズトノ噂モアリマス、大體以上
ノ觀點ヨリ、少クモ在村地主ニ二町歩

位ヲ認ムルコトハ、多年農事ニ盡瘁シ
タ國寶的ノ三町百性ヲ保存スル意味ニ於

テ、原案ヲ訂正セラル、御意思ナキヤ
次ニ價格ノ點デアリマスガ、此ノ法

案ニ基キマスレバ、田畑共ニ過去十年
前ニ於ケル賃賃價格ハ地方々々ニ依

ル不確實ナル形式ノ賃賃登記金額數箇
年ノ統計ニ依リ決定セラレタモノデア

ツテ、其ノ當時ヨリ非常ナル不公平ガ
アリ、又十箇年間ニ於ケル土地ノ改

良、食糧情勢ニ依リ作物ノ適否等ニ依
リ現在ノ時價トハ相當ノ差ガアリ、之

ヲ一率ニスルコトハ不公平ナルノデ
アリマス、尙ホ細ハ田地ニ比シ數割安

ク見積ツテアルガ、現在ハ業約的農作
物ノ關係上、却テ加ノ方ガ高價ヲ以チ

購買サレテ居ルノガ實情デアリマス、
政府ハ從來時價標準ヲ以テ課税對象ニ

セラレツ、アル、此ノ實情ヲ無視シテ
此ノ法案ニ依ツテ買取セラル、意思デ

アルカ、御答辯ヲ御伺ヒ致シマス

次ニ都市附近ノ耕地、殊ニ都市計畫
ニ包含スル田畑ノ時價ハ數倍ニ値スル

ト思ヒマスガ、政府ハ無條件デ自作農
對象物件トシテ買取シ、小作人ニ賣却

セラル、ヤ否ヤ、尙ホ從來ノ政府ハ施
策トシテ都市中央集積ニ重キヲ置キ、

村制ヨリ町制、町制ヨリ都市ト、無謀ニ
モ都市計畫ヲ獎勵シ純朴ナル農村ヲ都

會化セシメ、多クノ良田ヲシテ都市計
畫ニ消費セシメ、食糧増産ヲ阻礙セシ

メタ罪ハ洵ニ大デアリマス、農村ノ男
女青年ヲシテ都市ニ憧レシメ、農村ヲ

不況ニ陥レ、其ノ半面徒ラニ都市ヲ繁
榮助長シ、今回ノ戰災ニ當リマシテハ

全國百三十ノ都市ヲ壊滅セシメタル如
キハ、先見ノ明キ政府當局ノ罪、洵

ニ許スベカラザルコトデアリマス、宜
シク現政府ハ都市中心主義ヲ改メ、農

村ニ重キヲ置キ、文化的科學的、更ニ
將來ノ不況ヲ考慮シテ農工調整ヲ即時

斷行スル決意アリヤ、此ノ點ノ御所見
ヲ伺ヒマス

次ニ農作物ガ不可抗力ニ依ル、即チ
天災ニ依ル被害ニ對シ、政府ハ現在ノ

農業保險ノ改革ヲスル御意志アリヤ否
ヤ、元來農作者ガ一番苦痛トシテ居ル

ノハ、此ノ點デアリマス、抑々人間ノ
生活上何ヨリモ大切ナ農作物ガ折損ノ

農民ノ努力ニモ拘ラヌ、一夜ニシテ大
損害ヲ被ル如キ際、國家ガ之ニ對シ補

償スルコトハ當然ト思ヒマス、是ナク
シテハ、如何ニ小作人ガ自作ニ轉ジテ

モ、生活安定ヲ福利増進ハ不可能ト思
料數シマス、此ノ點ニ對シマシテモ農

林大臣ノ御答辯ヲ伺ヒたいト思ヒマス
次ニ農家ニ對シ自家保有米ヲ認ムル

コトハ政府モ御認メノヤウデアリマス
ガ、是ハ當然ト思ヒマス、如何ニ課税

第大類第二十五號 自作農創設特別措置法案外一件委員會會議錄 第一回 昭和二十一年九月十一日

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

ノ關係トハ云へ、汗水流シテ作り出シタ米麥等ヲ食フナト言フコトガ無理デアツテ、又必ズ食ヒマスカラ、却テ之ヲ認メ、朗カナル氣分ニ依ツテ供出ニ協力セシムルコトガ賢明ノ策ト思ヒマス、出來得レバ、地主ニ於テモ農家同様優先配給ヲ認ムルコトハ、近キ將來ノ優良自作農養成ノ意味ニ於テ、御當局ハ宜シク人間味アル善政ヲ施サレシコトヲ要望致シマス

次ニ政府ノ買受ケタ土地ノ中、比較的悪イ耕地ガ實レ残り、其ノ額ノ大ナルコトヲ覺悟シナケレバナリマセヌ、從來ノ地主ハ、悪イ耕地ハ小作者少キ爲メ、荒ラズ譯ニ行カズ、自ラ之ヲ作り、良イ耕地ヲ小作セシメテ居リマシタ實情デシタガ、此ノ法案ノ實施ノ際ハ、是ガ反對ニ良イ耕地ダケヲ自作シ、不良ノ耕地ハ政府ニ賣渡ス、然ルニ斯様ナ不良ノ耕地ハ小作者モ希望セズ、隨テ食糧増産上大ナル支障ヲ生ズルト信ジマス、政府ハ斯カル土地ハ極ク安ニ賣ルカ、團體若シクハ農業會ニ強制的ニ買取ラシムル意思アリヤ否ヤ、其ノ方法エ付テハツキリ御説明ヲ願ヒマス

次ニ自作農創設ニ直接關係スルコトト思ヒマスガ、本年三月「マツカイサ」司令部ヨリ、今後ノ見返リ物資用トシテ桑園ノ栽培ト「ヒ」島ニ生産致シマシタ「マニラ」麻輸入不能ニ依ル代用品タル「マオラン」麻ノ増産倍加ノ指令ガアリマシタガ、斯様ナ作物ハ永年作物デアリ、現在會社ノ個人的ニ數町若シクハ數十町歩ノ小作關係ヲ自作園等ガ相當アリマスガ、此ノ土地ニ對シテハ特別ノ考慮ヲ拂ハル、コトガ國家ノ産業上必要ナルハナイカト思ヒマスガ、御當局ノ所見如何デアリマスカ

最後ニ、本法案ノ昨年十一月二十三日照現在ニテ實施セラレ、コトニナツテ居リマスガ、其ノ當時ヨリ今日マデ復員者ヤ引揚同胞ノ移動ニ依ツテ、相當ノ移動ヲ生ジテ居ルト存ジマス故ニ、現在ノ狀態ニ基イテ法案ヲ施行スルコトガ適當デハナイカト思ヒマス

尙ホ本法案ニ依リ政府ガ買收スルトセバ、全國のニ時價ノ半値位ト思ヒマス、此ノ點ヲ參酌セラレテ、地主ヨリノ買受高ニ二萬圓以下ハ半額位ハ封鎖ノ用、即チ自由貯金ニ該當スル金ヲ御支拂ニナリ、小作者ノ年賦買受分ニ對シテハ免稅ヲサレ、ノ御意思ナキヤ、御伺ヒ致シマス、以上御質問申上ゲマス

○山添政府委員 農林大臣ニ對スル御質問デゴザイマシタガ、居リマセヌノ大臣カラモ御答ヘラヌル機會ガアラウカト思ヒマス

第一番目ニ、大體小作者ノ方デ土地ヲ買フ氣分ガ少イデハナイカ、其ノ理由トシテ、代金ヲ相當程度支拂ハナケレバナラナイ、或ハ税金ガ課カル、或ハ從來デアルト小作料ノ減免ト云フコトヲヤツテ賣ツタガ、自作ニナルトサウ云フコトモナクナツテシマフ、斯ウ云フ點ヲ擧ゲラレマシタ、其ノ中代金ノ支拂ト云フ點ニ付キマシテハ、先程御説明致シマシタヤウニ、全體均等シマシテ三割以上ノ程度ノモノハ小作者ノ方カラ拂ツテ賣フ計畫ヲ政府ト致シテハ立テテ居リマス、又其ノ事柄ハ、現在ノ耕作者ノ預金ノ狀況カ多見マシテ、決シテ無理デハゴザイマセヌ、併シナガラ此ノ農業資金ニ對シテ非常ニ無理ヲサセマデ此ノ土地代金ヲ拂ヘト云フコトハ考ヘテ居ナイノデアリマシテ、無論ハ耕作者ノ現在ノ

資力ニ應ジマシテ、無理ノナイ、相當ノ認メル所デ一時拂ラシタラ宜シイ、又ソレヲ勸メテ行クト云フ建前ヲ取ツテ居ルノデアリマシテ、現在ノ狀況カラ見マシテ、是ガ農家ノ經營資金マデ土地ヲ買フ爲ニ壓迫ヲスルト云フ風ニハナラナイト考ヘテ居リマス

ソレカラ税金ノ點デゴザイマスガ、此ノ點モヨク言ハレル所デアリマス、成程今マデノ資料等ヲ見マスルト、大體地主ノ支拂ツテ居リマスル税金ニ對シテ、小作者ノ方デゴザイマスルト、其ノ二割カ、マアソナナ見當、若シクハソレ以下ト云フヤウナノガ實情デアリマシタ、併シナガラ此ノ點ニ付キマシテモ非常ニ考ヘ直サナケレバナラヌコトニナルノデアリカト思ヒマス

ハ、大體土地ニ關スル租稅負擔ト云フモノハ、金納小作料ニナリ、又小作料ガ統制サレテ居ル此ノ狀況及ビソレガ繼續サレル將來ノ事情ニ於キマシテハ、ソレ程負擔ヲ更ニ増シテ行クト云フ餘裕ハ非常ニ乏シイ譯デアリマス、農業ニ關スル稅金ト申シマシテモ、今後ハ土地ト云フヨリモ、寧ロ農業所得ト云フ面ノ稅金ニ變ツテ來ルデアラウト云フ風ニ考ヘテ居ルノデアリマシ

テ、即チ稅制ト云フ意味ニ於テモ、小作料ノ金納化或ハ統制ト云フコトニ依ツテソコニ狀況ガ非常ニ變ツテ來ル、隨テ耕作スル者所得ガアリ、又其ノ所得ヲ源泉トシテ稅ガ支拂ハレルト云フコトニ形ガ變ツテ來ルモノト思ヒマス、同時ニ此ノ稅ノ問題ニ致シマシテモ、土地ヲ買ヒマシタ人ガ毎年支拂フ年賦償還金ハ通常收穫物ノ價格ノ三分ノ一以內デ、農地委員會ノ決メタル一定割合ヲ超エナイト云フ保證ガシテアリマスガ、ソレハ年賦金「ブラス」公租公課ヲ

含メタモノデゴザイマシテ、一面又小作料ノ最高限度ガ田ニ二割五分ト云フ風ニ決マツテ居リマス、土地ヲ買ツタ場合ト小作料ノ場合ト比較シテ、極端ナ場合ヲ考ヘテ見ルト、二割五分ト三割三分トノ相違、ソコデ八分見當ノモノガ結局土地ノ元本ノ償還、斯ウ云フコトニナルノデアリマシテ、其ノ間ノ狀況ヲ考ヘテ見マシテモ、土地ヲ買ツタ人ニ假ニ相當稅金ガ課カツテ來タ、併シソレガ稅金ヲ含メテ年賦償還ガ過重負擔ニナルカドウカト云フコトハ、ソコニ保護サレテ居ル關係ニナツテ居リマスルノデ、御説ノヤウナ心配ヲ爾クスル必要ハナイデハナイカ、其ノ邊ノ將來ニ關スル事情ノ變化ト云フモノハ、土地ヲ買フ人ニモ十分理解シテ賣フ必要ガアルト考ヘテ居リマス

ソレカラ小作料ノ減免ノ問題デアリマスルガ、此ノ減免ノ問題ハ、價格ガ急激ニ下落シタト云フヤウナ特殊ナ場合ハ別ト致シマシテ、災害ニ因リマス減免、即チ是ガ從來ノ小作料ノ減免デゴザイマスルガ、是ハ農業保險ヲ以テ問題ノ處置ヲ付ケテ行クノガ當然デアルト思ヒマス、農業保險其ノモノニ付キマシテ御質問ガゴザイマシタガ、農業保險ハ「農程」年ノ秋カラ「イシフ」レ「シヨシ」ノ爲ニ、現在デハ船下其ノ用ヲナサナイヤウナ狀況ニナツテ居ルノデゴザイマスガ、是ハ目下具體案ヲ檢討致シテ居リマシテ、成案ヲ得マシレバ通常議會ニハ改正法律案等モ出シマシテ、新シイ狀況ニ應ジタ保險ヲヤツテ行キタイト考ヘテ居ルノデアリマス、ソコデ此ノ農業保險ニ依リマシテ減免ト云フコトハ措置スベキモノデアリマシテ、將來ノ考ヘ方ト致シマシ

テハ、小作料ノ金納化、或ハ更正ト云フヤウナコトト關係致シマシテ、地主ト小作ノ間デ、不作ト申シマスカ、極ク僅ク收穫ノ場合ニ色々論議スルト云フヤウナコトハ避ケテ參ルト云フ風ナ取扱ニ致シテ行ク方ガ宜イト考ヘテ居ルノデアリマス、隨テ此ノ點ニ付キマシテハ、合理的ナ農業保險ノ制度ヲ以テ「カバ」レシテ行クト云フ風ニ致シタイト考ヘテ居リマス、唯其ノ次ニ御述ベニナリマシタ、ドウセ日本ノ農業ハ世界ノ農業ニ伍シテ競争的ナ立場ニ立ツテ行カナケレバナラナイ、食糧モ外國カラ入ルデアラウシ、又外國ノ凡ユル機械化サレタ農業トノ間ノ競争關係ニ立ツノデアアルカラ、其ノ間非常ニ農業恐慌ヲ起シテ、折角自作農ニナツタノガ、又元ノ墾漕ニ轉落スルノデアリカ、斯ウ云フ心配ガアルト云フコトデゴザイマスガ、是ハ本會議ニ於キマシテ各質問ヲサレル方々カラ御質問ニナリ、又農林大臣ト致シマシテソレニ對スル考ヘヨ色々ナ方面カラ申述ベタ次第デアリマスガ、成程日本ト致シマシテハ、今後ノ途トシテ國際貿易ニ進ンデ行カナケレバナラス、又サウデナケレバ此ノ國土ニ八千萬ノ人口ヲ扶養スルコトハ出來ナイ、隨テ又サウ云フ態勢デアレバ、農業ニ於キマシテモ當然國際的ナ農業ノ競合關係ノ間ニ立タナケレバナラヌ、是ハ當然デハゴザイマス、併シナガラ急激ナ價格上ノ變化ヲ來スルヤ否ヤ、云フ點ニ付キマシテハ、御承知ノヤウニ食糧管理法ノ生産費ヲ補償スル制度モアル、又米價問題等ハ申スマデモナク徳川時代カラ明治大正ヲ通ジテノ日本ノ大キナ經濟政策デアリ、又

時ニ依ツテノ最大問題デアリマス、此ノ問題ニ付キマシテ色々御説ヲ伺ツテ

居リマスト、今後ノ日本ハ關稅ニ付テモ全然自主ノ制度ガ執レナクテ、マルテ裸嶺ノ中ニ立ツテ居ルヤウナ前提ニ立ツテノ御讓論ガ多イヤウデアリマスルガ、私ハ必ズシモサウ云フ風ニ考ヘル必要モナイ、日本ノ米價其ノ他ノ重要農産物ノ價格政策、是ハ當然其ノ時勢ニ即シタ、適切ナル制度ヲ執ルベキモノト考ヘテ居ルノデアリマシテ、飽クマデモ急激ナル變化ヲ避ケマスト共ニ、其ノ根本問題デアル所ノ競争ニ耐ヘル農業、生産費ヲ安クスルト云フ意味ニ於キマシテハ經營ノ多角化デアリマスルトカ、或ハ機械化デアリマスルトカ、或ハ農村工業ノ問題デアリマスルトカ、色々ナ面ニ於キマシテ農業ヲ組織シ、生産費ヲ安クシ、又内容ヲ複雜ニシテ行クト云フ形ニ於テ根本的ナ對策ヲ考ヘテ參ラナケレバナラヌト考ヘテ居リマス、此ノ事柄ハ單リ此ノ施設ニ依リマシテ自作農ニナツタ人ノ問題デハゴザイマセマ、今後ノ日本ノ農業全體ノ問題デアリマシテ、又之ヲ自作農業ノ保護政策トシテノ問題ト致シマシテモ、今回ノヤウニ二百萬町歩ガ自作農ニナルト云フコトデアレバ、是レ雖テ日本ノ全體ニ關スル問題デアリマスルノデ、一般ノ農業政策ト致シマシテ今カラ左様ナ見地ニ立ツテナシ得ル限リノ施設ヲ講ジテ參リタイ、勿論マダ一般ノ工業モ回復セズ、肥料、農機具ニ致シマシテモ不満足ナ狀況ニアリ、況ヤ其ノ他ノ電化ニ致シマシテモ、或ハ農村ノ工業等ニ致シマシテモ、資材難等デマダ活潑ニ動クト云フ時期ニハ到達致シテ居リマセヌガ、其ノ方向ニ依ツテ對處致シテ行キタイト考ヘテ居ルノデアリマス

政府ガ土地ヲ買收致シマスコトニ付テ、地主ニ如何ニモ氣ノ毒デアル、現在保有ヲ一町歩ト制限致シ居ルガ、之ヲ二町歩程度マデ認メル意思ハナイカト云フコトデゴザイマシタガ、是ハ其ノ意思ハゴザイマセヌ、一町歩ハ動カセナイ原則ニナツテ居ルノデアリマス

ソレカラ價格ノ點ニ付キマシテ、賃借價格ヲ基礎ニスルガ、凡ソ十年前ニ決メラレタ賃借價格ト現在ハ色々事情ノ違ツテ居ル點ガアルデハナイカト云フコトデゴザイマシタ、此ノ一般且ツ統一の基準ト致シマシテハ、賃借價格ニ依ル外ニナイト云フコトハ、本會議ニ於キマシテモ農林大臣カラ御答辯申上デマシタ通りデアリマス、個々ノ農地ニ付キマシテ此ノ賃借價格ガ如何ニモワカシイト云フコトガゴザイマシレバ、是ハ農地委員會ニ於キマシテ地方長官ノ認可ヲ受ケマシテ倍率ナリ何ナリ、農地ノ價格ヲ修正スルノデアリマシテ、耕地整理ヲヤツタ其ノ結果土地ノ利用價值ガ非常ニ增加ヲ致シテ居ル、併シ是ガ免租ノ關係等デ元ノ賃借價格ガ其ノ幾何倍テ居ルト云フコトデゴザイマシタ、其ノ土地利用價值ノ增加分ハ當然認メテ參リマシテ、地價ヲ修正ヲ致シテ來ルノデアリマス、サウ云フ取扱ヲ致シマス、又畑トソレカラ田ノ價格ノ比較デゴザイマシタ、成程畑ノ利用價值ト云フモノハ最近ニ於キマシテ非常ニ昔トハ比較ニナラズ高マツテ參リマシタ、又日本ノ農業經營下ニ致シマシテモ、今後トモ畑地ヲ十分ニ利用スルト云フコトハ大キナ問題デゴザイマシテ、其ノ方向ニ進ムベキデアルト云フコトハ申スマデモゴザイマセヌ、併シナガラ露骨ニ申シマス、例

ヘバ閣ノ問題、野菜ナド畑地ガ非常ナル收益ヲ上ゲテ居ルト云フヤウナ事實モゴザイマス、併シナガラ一般論ト致シマシテノ田畑ノ價格ノ比ト云フ點ニ付テハ現在ノ公定價格、即チ田ニ付キマシテ四十倍畑ニ付キマシテハ賃借價格ノ四十八倍ヲ以テ公定價格トスルト云フコトニ付キマシテハ、從來ノ土地生産力ヲモ反映致シテ居ルノデゴザイマシタ、適當ノ價格デアルト考ヘテ居ルノデアリマス、又都市週邊ノ農地、畑等ガ實際賣買スル段ニナレバ非常ニ高イ、若シハ高カルベキ營地アルト云フコトデゴザイマシタ、勿論サウ云フ土地ニ付キマシテ普通ニ賣買サレマスヤウナ時ニハ、將來畑地カラ宅地ニナルト云フヤウナ希望ヲ混ジヘタ價格ノ要素ガ入りマシテ賣買取引サレ、隨テ農地相應以上ノ價格デ賣買サレタト云フヤウナ事例ハ過去ニアルコトト思ヒマス、併シ之ヲ農地トシテ自作農地ニシテ參リマス場合ニ於キマシテハ、之ヲ買取りマシタ自作農ガ正常ナル經濟ノ狀況ノ下ニ於キマシテ農業ヲ營ンデ其ノ生活ヲ安定シ、其ノ經營ヲ安定シテ行ク所ノ値段デナケレバナラヌコトハ當然デアリマス、勿論都會地ノ近傍ノ農地ニ付キマシテハ賃借價格ガ高ウゴザイマス、賃借價格ハ高ウゴザイマスガ、ヤハリ其ノ賃借價格ヲ基準トシテ一定標準ノ倍數ヲ掛ケタモノニ依ツテ自作農ヲ創定シテ參ルベキデアルト云フ風ニ考ヘテ居ルノデアリマス、尤モ都市計畫等ヲ致シマス區域ノ中デ特ニ宅地ニナルコトガ明カデアルト云フヤウナモノニ付キマシテハ、地方長官ガ其ノ農地ヲ指定致シマスレバ、是ハ買收ノ對象ニナラナイ、隨テソレガ農地以外ノ目的ニ賣ラレマス場

合ニ於キマシテハ、農地ニ關スル價格統制ト云フコトハ適用ガナイ譯デアリマス、ソレカラ農工調整ノ問題ニ付キマシテハ厚生大臣ニ對スル御質問デゴザイマス

ソレカラ今後ノ供出ニ於キマシテ、農家ニ從來ヨリモ高イ基準ニ於キマシテ無理ノナイ自家保有米ヲ持タセル、之ニ關聯シテ地主ニモ自家保有米ヲ認メテハドウカ、斯ウ云フ御意見デゴザイマシタ、御承知ノヤウニ昨年マデハ物納デゴザイマシタ關係上、地主ノ人ニモ自家保有米ガ認メラレテ居ツタノデゴザイマシタガ、愈々今年カラ本格的ニ金納ニナリマシテ、地主ニ對スル自家保有米ガナクナル譯デアリマス、併シ農家ニ對シテ自家保有米ヲ認メマシ理由ハ、生産者トシテ食糧ノ再生産ニ必要ナル食糧ヲ認メル、斯ウ云フ意味デアリマシテ、隨テサウ云フ意味ヲ持タナイ消費者ノ地主ニ自家保有米ヲ認メルト云フコトハ理窟ノ上デ成立タナイ、ヤハリ是ハ一般消費者同様ノ地位ニ扱ハレルノガ正當デアルト考ヘラレマスノデ、地主ニ對シテ特別ニ保有米ヲ認メルト云フコトハ政府トシテ考ヘテ居リマセヌ

マセヌシ、又收穫不定ト云フヤウナ程度ノ極端ナ不良耕地ハ抑々買上ノ對象カラ除クト云フコトニ致シテ居ル建前上、サウ云フ不良ナルガ故ニ買フ希望者ガナイト云フ耕地ガアルト云フコトハ豫想ヲ致シテ居ラナイノデアリマス、併シ萬一サウ云フモノガゴザイマシタ場合ニ於キマシテモ、之ヲ農業等ニ強制シテ買ハセルト云フコトハ考ヘテ居リマセヌ、勿論ソレハ暫ク政府ニ於テ保有ヲ致シ實情ニ即シタル處分ヲナスベキデアルト考ヘマスルガ、本來農地委員會ハサウ云フヤウナ耕地ハ買ハナイノガ建前デアリマス、寧ロサウ云フ不良ノ耕地ヨリモ、中位ノ耕地トカ、良イ耕地トカ云フノ地主ノ方カラ提供ヲシテ賣フト云フノガ農地委員會ノ立テルベキ計畫デナケレバナラヌト考ヘテ居リマス、ソレカラ「マニラ」麻ノコトハ後程調ベマシテ御答ヘテ御答ヘシタ次第デアリマス

ソレカラ政府ガ買ヒマシタ耕地ノ中デ不良ナモノノ處分ヲ如何ニスルカト云フコトデゴザイマス、是ハ政府ガ買ヒマス農地ニ付キマシテハ農地委員會ニ於テ買收計畫ヲ立テル、其ノ買收計畫ヲ立テマス時分ニ、農地委員會ハ公正ナル立場ニ立チマシテ、獨リ地主ノ申出ト云フコトニ囚ハレルノデナク、買手デアアル小作者ノ方ノ希望ヲモ參酌致シマシテ農地ノ買收計畫ヲ立テル譯デアリマスルカラ、ソコニ不良耕地ガ集マツテ來ルト云フコトハ全然ゴザイ

マニラ、色々詳細ニ互ツテ御懇篤ナル御答辯ヲ得マシテ大體承服致シマシタガ、私共ガ腑ニ落チヌコトハ、此ノ堂々タル民主議會ノ名ニ拘ラズ、一町歩ト云フモノハ如何トモ出來スト云フコトハ、甚ダ我が國ノ將來ニ於キマシテ遺憾ナ點ト思ヒマスガ、是ハ雖テ農林大臣ガオイデニナリマシタ時ニ更ニ質問致シタイト思ヒマス、尙ホ元來政府ニ於キマス色々ナ計畫ハ、机上ノ空論ニ屬スルコトガ多クアルト思ヒマス、私共ガ實際ニ農業ヲ體驗致シマシタ所ニ依レバ、私ハ約四十年ノ體驗ヲ持ツテ居リマスガ、政府ニ於キマシテ計畫サレマシタ色々ナ法案ハ、實際ニ地方ニ於キマシテハ、常ニ實行ノ出來ナイト云フコトガ非常ニアルノデアリ

マニラ、色々詳細ニ互ツテ御懇篤ナル御答辯ヲ得マシテ大體承服致シマシタガ、私共ガ腑ニ落チヌコトハ、此ノ堂々タル民主議會ノ名ニ拘ラズ、一町歩ト云フモノハ如何トモ出來スト云フコトハ、甚ダ我が國ノ將來ニ於キマシテ遺憾ナ點ト思ヒマスガ、是ハ雖テ農林大臣ガオイデニナリマシタ時ニ更ニ質問致シタイト思ヒマス、尙ホ元來政府ニ於キマス色々ナ計畫ハ、机上ノ空論ニ屬スルコトガ多クアルト思ヒマス、私共ガ實際ニ農業ヲ體驗致シマシタ所ニ依レバ、私ハ約四十年ノ體驗ヲ持ツテ居リマスガ、政府ニ於キマシテ計畫サレマシタ色々ナ法案ハ、實際ニ地方ニ於キマシテハ、常ニ實行ノ出來ナイト云フコトガ非常ニアルノデアリ

マニラ、色々詳細ニ互ツテ御懇篤ナル御答辯ヲ得マシテ大體承服致シマシタガ、私共ガ腑ニ落チヌコトハ、此ノ堂々タル民主議會ノ名ニ拘ラズ、一町歩ト云フモノハ如何トモ出來スト云フコトハ、甚ダ我が國ノ將來ニ於キマシテ遺憾ナ點ト思ヒマスガ、是ハ雖テ農林大臣ガオイデニナリマシタ時ニ更ニ質問致シタイト思ヒマス、尙ホ元來政府ニ於キマス色々ナ計畫ハ、机上ノ空論ニ屬スルコトガ多クアルト思ヒマス、私共ガ實際ニ農業ヲ體驗致シマシタ所ニ依レバ、私ハ約四十年ノ體驗ヲ持ツテ居リマスガ、政府ニ於キマシテ計畫サレマシタ色々ナ法案ハ、實際ニ地方ニ於キマシテハ、常ニ實行ノ出來ナイト云フコトガ非常ニアルノデアリ

マニラ、色々詳細ニ互ツテ御懇篤ナル御答辯ヲ得マシテ大體承服致シマシタガ、私共ガ腑ニ落チヌコトハ、此ノ堂々タル民主議會ノ名ニ拘ラズ、一町歩ト云フモノハ如何トモ出來スト云フコトハ、甚ダ我が國ノ將來ニ於キマシテ遺憾ナ點ト思ヒマスガ、是ハ雖テ農林大臣ガオイデニナリマシタ時ニ更ニ質問致シタイト思ヒマス、尙ホ元來政府ニ於キマス色々ナ計畫ハ、机上ノ空論ニ屬スルコトガ多クアルト思ヒマス、私共ガ實際ニ農業ヲ體驗致シマシタ所ニ依レバ、私ハ約四十年ノ體驗ヲ持ツテ居リマスガ、政府ニ於キマシテ計畫サレマシタ色々ナ法案ハ、實際ニ地方ニ於キマシテハ、常ニ實行ノ出來ナイト云フコトガ非常ニアルノデアリ

マニラ、色々詳細ニ互ツテ御懇篤ナル御答辯ヲ得マシテ大體承服致シマシタガ、私共ガ腑ニ落チヌコトハ、此ノ堂々タル民主議會ノ名ニ拘ラズ、一町歩ト云フモノハ如何トモ出來スト云フコトハ、甚ダ我が國ノ將來ニ於キマシテ遺憾ナ點ト思ヒマスガ、是ハ雖テ農林大臣ガオイデニナリマシタ時ニ更ニ質問致シタイト思ヒマス、尙ホ元來政府ニ於キマス色々ナ計畫ハ、机上ノ空論ニ屬スルコトガ多クアルト思ヒマス、私共ガ實際ニ農業ヲ體驗致シマシタ所ニ依レバ、私ハ約四十年ノ體驗ヲ持ツテ居リマスガ、政府ニ於キマシテ計畫サレマシタ色々ナ法案ハ、實際ニ地方ニ於キマシテハ、常ニ實行ノ出來ナイト云フコトガ非常ニアルノデアリ

マニラ、色々詳細ニ互ツテ御懇篤ナル御答辯ヲ得マシテ大體承服致シマシタガ、私共ガ腑ニ落チヌコトハ、此ノ堂々タル民主議會ノ名ニ拘ラズ、一町歩ト云フモノハ如何トモ出來スト云フコトハ、甚ダ我が國ノ將來ニ於キマシテ遺憾ナ點ト思ヒマスガ、是ハ雖テ農林大臣ガオイデニナリマシタ時ニ更ニ質問致シタイト思ヒマス、尙ホ元來政府ニ於キマス色々ナ計畫ハ、机上ノ空論ニ屬スルコトガ多クアルト思ヒマス、私共ガ實際ニ農業ヲ體驗致シマシタ所ニ依レバ、私ハ約四十年ノ體驗ヲ持ツテ居リマスガ、政府ニ於キマシテ計畫サレマシタ色々ナ法案ハ、實際ニ地方ニ於キマシテハ、常ニ實行ノ出來ナイト云フコトガ非常ニアルノデアリ

マニラ、色々詳細ニ互ツテ御懇篤ナル御答辯ヲ得マシテ大體承服致シマシタガ、私共ガ腑ニ落チヌコトハ、此ノ堂々タル民主議會ノ名ニ拘ラズ、一町歩ト云フモノハ如何トモ出來スト云フコトハ、甚ダ我が國ノ將來ニ於キマシテ遺憾ナ點ト思ヒマスガ、是ハ雖テ農林大臣ガオイデニナリマシタ時ニ更ニ質問致シタイト思ヒマス、尙ホ元來政府ニ於キマス色々ナ計畫ハ、机上ノ空論ニ屬スルコトガ多クアルト思ヒマス、私共ガ實際ニ農業ヲ體驗致シマシタ所ニ依レバ、私ハ約四十年ノ體驗ヲ持ツテ居リマスガ、政府ニ於キマシテ計畫サレマシタ色々ナ法案ハ、實際ニ地方ニ於キマシテハ、常ニ實行ノ出來ナイト云フコトガ非常ニアルノデアリ

マニラ、色々詳細ニ互ツテ御懇篤ナル御答辯ヲ得マシテ大體承服致シマシタガ、私共ガ腑ニ落チヌコトハ、此ノ堂々タル民主議會ノ名ニ拘ラズ、一町歩ト云フモノハ如何トモ出來スト云フコトハ、甚ダ我が國ノ將來ニ於キマシテ遺憾ナ點ト思ヒマスガ、是ハ雖テ農林大臣ガオイデニナリマシタ時ニ更ニ質問致シタイト思ヒマス、尙ホ元來政府ニ於キマス色々ナ計畫ハ、机上ノ空論ニ屬スルコトガ多クアルト思ヒマス、私共ガ實際ニ農業ヲ體驗致シマシタ所ニ依レバ、私ハ約四十年ノ體驗ヲ持ツテ居リマスガ、政府ニ於キマシテ計畫サレマシタ色々ナ法案ハ、實際ニ地方ニ於キマシテハ、常ニ實行ノ出來ナイト云フコトガ非常ニアルノデアリ

マニラ、色々詳細ニ互ツテ御懇篤ナル御答辯ヲ得マシテ大體承服致シマシタガ、私共ガ腑ニ落チヌコトハ、此ノ堂々タル民主議會ノ名ニ拘ラズ、一町歩ト云フモノハ如何トモ出來スト云フコトハ、甚ダ我が國ノ將來ニ於キマシテ遺憾ナ點ト思ヒマスガ、是ハ雖テ農林大臣ガオイデニナリマシタ時ニ更ニ質問致シタイト思ヒマス、尙ホ元來政府ニ於キマス色々ナ計畫ハ、机上ノ空論ニ屬スルコトガ多クアルト思ヒマス、私共ガ實際ニ農業ヲ體驗致シマシタ所ニ依レバ、私ハ約四十年ノ體驗ヲ持ツテ居リマスガ、政府ニ於キマシテ計畫サレマシタ色々ナ法案ハ、實際ニ地方ニ於キマシテハ、常ニ實行ノ出來ナイト云フコトガ非常ニアルノデアリ

マスカラ、斯ウ云フ際ニ於キマシテ十分委員ノ述ベマシキ意見ヲ尊重サレマシテ、一ツドシ、改革シテ職キタイ、之ヲ此ノ際暫越オガラ預備シテ置キマス、何レ又御質問申上ゲマス

○農務委員長 有賀君ノ御質問ノ中、厚生大臣ニ屬スル分ガアリマスルガ、本日ハ御出席ガアリマセヌカラ、厚生大臣御出席ノ際マデ保留サレンコトヲ望ミマス、保利君ニ御相談シマスガ、本日ハアノタノ御要求ノ農林大臣及ビ農務大臣兩閣僚トモ御出席ガゴザイマセヌ、仍テ明日御質疑願フコトニシタラ如何ガト思ヒマス

○保利委員 ソレデ結構デス

○葉梨委員長 ソレデハ本日ハ此ノ程度ニ致シマシテ、明日ハ午前十時ヨリ開會致シマス、是ニテ散會致シマス
午後三時十二分散會

〔参照〕

自作農創設特別措置法案委員會
要求資料

一、昭和十一年以降土地改良事業ニ對スル政府助成ノ年次額ト其ノ政府並ニ府縣及ビ關係者ノ負擔歩合表

二、大正九年自作農創設以來今日ニ至ル各年度ノ土地異動、土地擔保件數及ビ耕作不要面積別自作農移動調

三、昭和二十年十二月改正以來ノ改正農地調整法ニ依ル自作農創設數

四、終戦後土地所有移動件數及ビ土地反別表

五、終戦後本年六月迄ノ耕作面積別農民移動調(特ニ五段以下、三段以下、二段以下ノモノニ別ツト)

(以上)